

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 古手川 正治

1 日 時

平成27年10月2日（金） 午前10時01分から
午後 2時41分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、河野成司、井上明夫、田中利明、三浦正臣、玉田輝義、平岩純子、
荒金信生

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇、桑原宏史

6 出席した執行部関係の職・氏名

生活環境部長 諏訪義治、福祉保健部長 草野俊介、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第84号議案のうち本委員会関係部分及び第89号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第87号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって、請願6については、採択すべきものと商工労働企業委員会に回答することを賛成多数をもって決定した。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、大分県環境基本計画の策定について、大分県男女共同参画計画の策定について及び公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。
- (5) 今後の委員会活動について協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐	工藤ひとみ
政策調査課政策法務班	副主幹	阿孫正明

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成27年10月2日（金）10：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

10：00～12：00

(1) 合議議案件の審査

第 87号議案 大分県長期総合計画の策定について

請 願 6 伊方原発再稼働に反対する意見書の提出について

(2) 付託案件の審査

第 89号議案 ヘリコプターの取得について

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②大分県環境基本計画の策定について

③大分県男女共同参画計画の策定について

④公益社団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況について

⑤公営財団法人大分県環境管理協会の経営状況について

⑥平成26年度における大分県新環境基本計画の進捗状況について

⑦平成26年度大気汚染、水環境、ダイオキシン類、自動車騒音及び環境放射能水準調査結果について

⑧第2次大分県青少年健全育成基本計画（仮称）の策定について

⑨第3期大分県食育推進計画の策定について

⑩第4次大分県廃棄物処理計画の策定について

⑪大分県災害廃棄物処理計画の策定について

⑫第2次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定について

⑬性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センター（仮称）の開設について

⑭大分県犯罪被害者等支援推進指針（仮称）の策定について

(4) その他

3 病院局関係

13：00～13：20

(1) 合議議案件の審査

第 87号議案 大分県長期総合計画の策定について

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②大規模改修工事の進捗状況について

(3) その他

4 福祉保健部関係

13:20～14:30

(1) 合議案件の審査

第 87号議案 大分県長期総合計画の策定について

(2) 付託案件の審査

第 84号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算(第2号)

(本委員会関係部分)

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について

③公立大学法人大分県立看護科学大学の平成26事業年度の業務実績に関する評価結果について

④公益財団法人大分県地域保健支援センターの経営状況について

⑤公益財団法人大分県臓器移植医療協会の経営状況について

⑥公社等外郭団体の経営状況について

⑦障がい者への差別の解消に向けた条例制定の進捗状況について

⑧地域医療構想の策定について

⑨子どもの貧困対策計画(仮称)の策定について

(4) その他

5 協議事項

14:30～14:45

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 今後の委員会活動について

(3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから福祉保健生活環境委員会を開きます。

これより生活環境部関係に入ります。

本日は都合により田中委員がおくれております。

また、委員外議員として木田議員と桑原議員が出席しております。

委員外議員の皆さんにお願いします。発言を希望する場合は、付託案件や諸般の報告などの区切りごとに、委員の質疑・討論の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔にご発言願います。

さて、本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案2件と、総務企画委員会から合い議のありました議案1件及び商工労働企業委員会から合い議のありました請願1件であります。

この際案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合い議のありました第87号議案大分県長期総合計画の策定について執行部の説明を求めます。

諏訪生活環境部長 それでは議案書の11ページ、第87号議案大分県長期総合計画の策定についてご説明します。

本件につきましては、第2回定例会において計画の概要等について報告した後、9月4日の常任委員会に素案をお示し審議をいただいたところであります。貴重なご意見をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

その後、策定県民会議やパブリックコメントでいただいたご意見も踏まえ修正をし、今議会に成案として上程させていただいております。

なお、パブリックコメントにつきましては、お手元の資料2新長期総合計画（素案）に対する県民意見要旨のとおり、98名の方から227件のご意見をいただきました。

もう中身は説明いたしませんですが、生活環境部に関係するところの番号、左の枠外に番号を振っておりますが、1枚めくっていただきまして72から84まで、3ページの85から86、ちょっと飛びまして91から95、少し飛びまして107から116、それから4ページの147、5ページの196、6ページの226ということで、全体227のうち生活環境部関係は33のご意見をいただいたところでございます。

この多くは、既に成案に盛り込まれている内容について、施策や事業を実行する上での個別具体的なご意見がほとんどでございました。今後計画を推進する中で、十分配慮していきたいと考えております。

それでは生活環境部所管の施策について、前回からの主な変更点についてご説明します。

最初に資料1お手元のA3横長カラーの大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（案）の概要、これの左下、安心分野の5つ目の食育についての記述ですが、県民会議の委員から、食は県の全ての施策にかかわりがあり、個別の施策への配慮だけでなく全体の概要にも記載すべきではないかとのご意見をいただいたことから、新たに健全な食生活と地域の食をはぐくむ食育の推進の項目を追加しております。

続きまして、議案書と一緒にお配りしております別冊の資料、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（案）A4縦を使ってご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

中ほど②豊かな自然を守り、楽しむことができる環境づくりについて、お手元に平成27年第3回大分県議会定例会提出議案正誤表を配付させていただいておりますが、既にござらんになっているかと思いますが、この正誤表で修正をお願いしたところでございますが、生物多様性の保全を図るための「愛知目標」というものがございます。この環境の施策には記載をしておりますが、この生物多様性は他分野の施策にも広くかかわりがあるということで、全般的な記述をしております基本構想編の部分にも記載をすると、それで整合性をとるとということで修正をさせていただいたところでございます。

具体的には②2つ目のポツの2行目に、豊かな自然を守るとありますが、豊かな自然の恵を守ると追加して、1番下のポツの今後「愛知目標」を踏まえという記述を追加させていただいたところであります。

次に、43ページをお開きください。

県民会議の委員から、人間の生活や経済活動と自然環境との折り合いについて何らかの記載が必要ではないかといったご意見をいただいたことから、これからの基本方向の4つ目のポツとして、ゆとりある生活空間の保全や美しい景観の確保に努め、豊かな自然と人間とが共生する快適な地域環境の創造を目指しますという記述を追加しております。

46ページをお開きください。

県民会議の委員から、目標指標のごみ総排出量について、人口が減少すれば当然ごみは減っていくと、目標指標としてはどうかのご意見をいただきました。この目標指標は、人口の減少はもちろんのこと、リユース、リデュース、リサイクルの3Rの取り組みの推進などを加味して当然人口減少以上の削減数値を定めていることから、目標指標としては変更しておりませんが、左の45ページのこれからの基本方向の1つ目のポツの記述を、ごみ総排出量の削減に向けた姿勢をより明確にする表現に修正しております。

69ページをお開きください。

県民会議の委員から、市町村へのでこ入れを含めて集落単位で防災機能を強化したり活性化することが必要ではないかというご意見をいただいたことから、これからの基本方向の2つ目のポツの2行目に、市町村との連携の文言を追加するとともに、2行目から4行目にかけて、また、このような自主防災組織の活性化等の取り組みを通じて、地域コミュニティの振興にもつなげていきますという文言を加えたところでございます。

70ページをござらんください。

9月4日開催の常任委員会において、既存の防災士に対するフォローアップ等の取り組みが必要ではないかのご意見をいただきました。そこで主な取り組みの②地域の防災力の強化の2つ目のポツの中に、防災士のスキルアップの取り組みの記述を追加したところでございまして、防災士の資格取得後のフォローアップをしっかりとやっていきたいと考えております。

次に、140ページをお開きください。

9月4日開催の常任委員会において、少年犯罪の低年齢化、LINE等インターネットの安全利用など、青少年の健全育成について今後の取り組みに関するご意見をいただきま

した。そこで主な取り組みの①青少年を育てる地域・家庭づくりの4つ目のポツで、インターネットの安全利用について、普及啓発の対象の記載がなかったことから、保護者及び青少年へのという文言を追加するとともに、5つ目のポツとして青少年の深夜外出制限の周知徹底など有害環境対策の推進と地域による見守り機能の強化の記述を新たに追加したところだ。

以上で、生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議のほどをお願いします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

河野副委員長 先ほどありました愛知目標を踏まえという文言追加について、COP10で採択された目標ということではありますが、大分県にとってこの愛知目標はどういった分野にどのくらい目標が設定されているのか。この20項目のうち大分県に関係するのはどのくらいあるかという質問なんですけど。

諏訪生活環境部長 20項目の中でですか。

河野副委員長 はい。

諏訪生活環境部長 施策といたしましては44ページをお開きください。

主な取り組みの①自然や生物多様性の保護・保全と育成利用の推進のポツの1つ目ですね。生物多様性の価値と保全活動に関する県民意識の高揚や保全活動への積極的な参加の促進など、生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」を踏まえた取り組みの推進という記述をしているんですが、具体的にこの愛知目標は確か20項目あったと思いますが。

山本生活環境企画課長 現在の計画には「愛知目標」が入っておりませんので、今回の長計で頭出しをさせていただき、また一緒につくっております環境基本計画、そしてその下の分野別計画としまして生物多様性、大分県戦略をつくることにしております。その中で具体的な事業を書いていきますが、現在その20項目のうち、どういうふうに取り入れられるか、例えば国の表記的なものを地方自治体に落として生かしていけるかというところは現在検討しているところがございますので、よろしくをお願いします。

諏訪生活環境部長 「愛知目標」が2010年に愛知県で開催された第10回生物多様性条約締約国会議で採択されたということで、既存の長期総合計画の中には記述がなかったということで、今回新長期総合計画の中に新たに加えたというところがございます。

古手川委員長 よろしいですか。理解できましたか。

河野副委員長 これから決めるんだということで。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、商工労働企業委員会から合議のありました請願6伊方原発再稼働に反対する意見書の提出について執行部の説明を求めます。

池永防災危機管理課長 それでは請願6伊方原発再稼働に反対する意見書の提出を求める請願についてご説明いたします。

本県は、伊方発電所から最短で45キロメートルに位置し、国の指針で定める原子力災害対策重点区域外にありますが、万一の事故の際に風向き等によっては一過性の放射性降下物、放射性物質を含む雲状のものですが、これが大分県を通過することも否定できな

いため、本県では、防護対策等の具体的手順を定めた原子力災害対策実施要領を策定するなど、放射性プルーム対策を中心に重点区域に準じた対策を進めています。

次に、愛媛県の避難計画についてですが、本県では愛媛県との連携を強化し、情報収集体制の強化等を図ってきましたが、これとあわせて愛媛県からの避難者受け入れ体制を整備するため、本年7月に受け入れの具体的手順等を定めたところです。

有事の際には本県も複合災害等で被災することが想定されますので、こうした場合でも最大限の受け入れが可能となるよう、地域を区分して4つのケースを想定するなど、被災状況等に応じた柔軟な対応を行うこととしています。

次に、南海トラフ地震による伊方発電所への影響でございます。

原子力規制委員会による四国電力伊方発電所3号機に関する新規制基準適合性審査では、最大規模の地震を想定した発電所施設の耐震設計の基準となる基準地震動については650ガルと設定し、本年7月に原子炉設置変更許可がなされたところです。

一方、同審査において南海トラフ巨大地震による揺れの強さにつきましては、内閣府が公表した複数の震源域モデルの中で最も伊方発電所に影響が大きいケースを採用し、さらに強い振動が発生するエリアを発電所直下に追加した上で、伊方発電所敷地内の地震動を181ガルと評価しています。要約いたしますと、伊方発電所の施設は、国の審査で650ガルの地震に耐えうる耐震設計を求められているのに対して、南海トラフによる揺れの強さは最大で181ガルと評価されているということになります。

さらに愛媛県では、国の基準を上回るさらなる揺れ対策として、発電所の重要な施設については、おおむね1千ガルの揺れに対する耐震性を確保することを四国電力に要請し、先日、工事の完了が確認されたとのことでございます。

また、南海トラフ地震による津波の影響ですが、同じく原子力規制委員会の審査では、この地震による津波の最高水位は2.45メートル、地盤の沈降を含めると約3.3メートルと評価しており、発電所の重要施設を内包する建屋は海拔10メートルの敷地に設置されていることから、津波の影響を受けるおそれはないものと評価されているところでございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

平岩委員 伊方原発、愛媛県に対しても県がすごくいろんなアプローチをしてくださって、連携ができて、こちらから職員も行って、向こうからも職員が来てというのは、とてもよくわかるんですけども、私はやっぱり心配です。この神戸大学名誉教授というのは、おそらく石橋教授のことを言っているのかなと思うんですが、先日、講演を聞きました。津波の影響が避けられたとしてもマグニチュード9.0の揺れに原発プラントは耐えられないのではないかなというようなことや、電源喪失は絶対あってはならないんだけども、原子力規制委員会もそれが起きることは想定していないというふうな話もありました。私はまだとても不安ですので、この意見書を通していただけたらなというふうに思っています。（「それしかない」と言う者あり）

古手川委員長 そのほかご意見よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないのでこれより採決に入ります。

本請願のうち本委員会関係部分については、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者多数〕

古手川委員長 賛成多数であります。よって本請願のうち本委員会関係部分については、採択すべきものと商工労働企業委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第89号議案ヘリコプターの取得について執行部の説明を求めます。

橋本消防保安室長 議案書13ページの第89号議案ヘリコプターの取得についてご説明します。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

防災ヘリコプターの安全性を確保するとともに災害対応力を向上するため、平成9年に導入した現有機にかわる新たなヘリコプターを取得することについて、大分県県有財産条例第2条の規定により議決を求めます。

資料の1入札にありますように、入札公告を4月21日に行い、6月9日に入札を実施しました。

その結果、現有機の新型機を提案する川崎重工業株式会社が14億3,640万円で落札しました。

次に2苦情申立をごらんください。7月31日の本委員会で報告しましたベルヘリコプター株式会社からの苦情申立の件です。

その後、大分県政府調達苦情検討委員会が審議を行った結果、8月4日に県の調達手続には瑕疵は認められず、入札参加資格の再審査を求めるという同社の主張は採用できないとの結論をいただきました。これを受けて今定例会に議案を提出したところです。

3主な新規装備ですが、空中衝突警告装置や搜索活動等に有効な赤外線カメラ等を充実しています。

4納入時期につきましては、当初の予定どおり平成29年3月です。

以上です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

河野副委員長 この政府調達苦情検討委員会の報告がなされた後、さらなる2次的な審査とか、法的な手続にベルヘリコプターが入るという状況はあるのでしょうか。これで終結しているのでしょうか。

橋本消防保安室長 委員会から報告をいただきましてから、私どもに対しても苦情検討委員会の事務局に対しても、特に先方からの動きはないという状況であります。

古手川委員長 よろしいですか。

河野副委員長 はい。ありがとうございました。

古手川委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないのでこれより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

諏訪生活環境部長 お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況についての冊子をご覧ください。

この報告は、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき毎年行っているものです。

まず、1ページをお開きください。上の方にありますように、①指標による評価、②指標以外の観点からの評価、③施策に対する意見・提言により、57施策ごとに総合的に評価を行った結果を記載しています。

ご案内のように、安心・活力・発展プラン2005は20政策、57施策から構成され、全体で192の目標指標を設定しています。

取り組みの進捗状況について、A、B、C、Dの4段階での評価としておりますが、表の左、区分欄の下の26年度達成状況の欄にありますように、取り組みの進捗が「順調に進んでいる」A評価が41施策、「概ね順調」に進んでいるB評価が14施策で、このAとBを合わせると合計55施策で、全57施策の96.5%となっています。また、「やや遅れている」C評価は2施策となっています。

次に、2ページをお開きください。

目標指標の達成状況についてですが、1番上の表にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としています。

指標の達成状況は、表の左、区分欄の下、26年度達成状況の欄にありますように、「達成」が112指標、「概ね達成」が47指標、これを合わせると合計159指標で、全192指標の82.8%となっています。また「達成不十分」は20指標、「著しく不十分」は13指標となっています。

次に、3ページをごらんください。

生活環境部に関する施策は、安心の分野の政策欄の5恵まれた環境の未来への継承～ごみゼロおおいた作戦の推進～の中の施策名(1)豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造から(4)すべての主体が参加する美しく快適な県づくりまでの4つの施策と、政策欄の6安全・安心な暮らしの確立の(3)食の安全・安心の確保から(5)食育を通じた人づくり・地域づくりの推進までの3つの施策、政策欄の7人権を尊重し共に支える社会づくりの推進の2つの施策、1番下の9危機管理の強化の2つの施策、それから5ページになりますが、発展の分野の政策欄の1教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成の1番下にあります(6)青少年の健全育成と、政策欄3の多様な県民活動の推進にあります2つの施策となっております。

以上の14の施策が生活環境部に関する施策であり、達成不十分の指標を中心に主なものをご説明いたします。

58ページをお開き願います。

男女共同参画社会の実現でございます。

Ⅱ 目標指標の1番上の「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合及び2番目のDV被害を受けた人のうち相談した人の割合です。中ほどの26年度の目標値が、それぞれ65.0%、50.0%に對しまして、実績値は52.1%と37.7%であり、達成率は80.2%、75.4%となっております。

「男は仕事、女は家庭」の考え方に同感しない人は、昭和62年の調査開始以来、初めて5割を超えたものの目標には達成しておりませんで、まだまだ道半ばという状況でございます。8月26日、経済5団体と連携して発足した女性が輝くおおいた推進会議での取り組み等を通して、働く女性のための環境整備や登用を推進することにより、男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、DV被害の相談については、相談窓口の周知度が低いことが要因の1つと考えられますことから、女性に対する暴力根絶の啓発や相談窓口の周知を強化するとともに、相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、68ページをお開き願います。

災害に強い県土づくりの推進です。

Ⅱ 目標指標の1番上の自主防災組織活動実施率及び2番目の県民安全・安心メールの登録者数でございます。中ほどの26年度の目標値がそれぞれ88.0%、2万7千人に對しまして、実績値は78.2%と2万2,251人でありまして、達成率は88.9%と82.4%となっております。

自主防災組織活動実施率とは、自主防災組織が実施する避難訓練や講習会等の啓発活動のことですが、全市一斉訓練を2、3年に1度しか実施していない市町村においては、自主防災組織もそれに合わせる人が多いという実態がございます。そういうことで目標に達しなかったものと考えています。

今後は、防災士の養成・育成の支援等を通じて一層の啓発等に努め、実施率100%の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

県民安全・安心メールの登録者数についてですが、大分市、日田市、佐伯市が独自に取り組んでいる県と類似のメールサービスを加えますと、登録者数の合計は約5万7千人となり、実質的には目標値を達成している状況ではありますが、引き続き、効果的な登録促進活動を検討・実施してまいりたいと考えております。

次に、132ページをお開き願います。

青少年の健全育成でございます。

Ⅱ 目標指標の上から2番目の青少年自立支援センターの活用（相談件数）についてですが、中ほどの26年度の目標値であります相談件数1,150件に對しまして、実績値は1,761件でありまして、達成率は153.1%となっております。

これは、昨年6月に3つの機関を統合いたしまして、総合相談窓口としておおいた青少年総合相談所を開設しております。また平成23年度に地域相談窓口を開設し、広域的な相談に取り組んだ結果によるものと考えております。

最後に、参考資料といたしまして、165ページ以降に、政策・施策ごとの平成26年度の目標値に対する達成度及び平成27年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上で、大分県長期総合計画の実施状況についての説明を終わります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

河野副委員長 防災メールの関係です。これは土木建築部に言わなきゃいけないのかわからないのですが、昨晚も杵築市のほうの川で避難判断水位を超えたというようなメールが届きました。さっそく水位情報を見ましたが、どうも降水量と水位の情報がミスマッチで、起こり得るはずのないことが時々メールで届くのですが、夜中にこういったメールを1回でも受信すると登録を抹消する人がふえるんじゃないかと非常に危惧しておりまして、その辺の対策について、土木建築部との間でどのように検討されているのかお伺いしたいんですが。

法華津防災対策室長 昨晚の河川氾濫水位のメールについてですが、土木建築部に問い合わせましたところ、河口部に近いということで、潮位の影響を受けて、昨晚は河川氾濫の水位にあるというようなことで、今大潮の時期で非常に潮位が高くなっているということでした、事前に潮位が高くなりますよというメールを出した上で、昨晚のメールが発信をされたということで、これにつきましては周辺の防波堤の高さとの関係もありますので、また再度、土木建築部のほうと有効な対応策があるのか検討してみたいと考えております。

諏訪生活環境部長 先般シルバーウイーク期間中にも県南の床木のほうで、非常に天気がよかったですけど河川の水位が上がったというようなことで誤作動しております。

委員言われるように、こういう誤ったメールが夜中にあると登録抹消というようなことにつながりますので、しっかりと原因究明を図り、そういうことが今後ないように努めていきたいというふうに思っております。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、次の②から③の報告をお願いします。

山本生活環境企画課長 大分県環境基本計画の策定について説明いたします。

別に配付しております同名の別冊資料の1ページをお開きください。

この計画につきましては、7月の本委員会でご報告させていただきましたが、今回は、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に基づきまして、現在の立案過程の状況についてご報告をするものです。

1 計画策定の理由でございます。平成17年10月に策定しました現行計画は今年度を目標年度としておりまして、「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」を目指して取り組んでまいりました。

本県のかげがえのない恵み豊かな環境を将来にわたり確実に継承していくため、現行計画の検証結果や近年の環境を取り巻く情勢等を踏まえまして、記載していますような課題への取り組みを盛り込みながら新たな計画を策定するものでございます。

2 計画の性格・位置づけですが、大分県環境基本条例に基づく計画でありまして、大分県長期総合計画の環境における部門計画としての性格を有しております。

また、来年度以降、ごみゼロおおいた作戦を深化させ展開してまいります、おおいたうつくし作戦の推進基本プランという性格も有しております。

3 計画の期間は、開始年度を平成28年度としまして、目標年度は長期総合計画と同じ平成36年度までとする9年間の計画でございます。

4 新たな計画策定の基本的な考え方でございますが、目指すべき環境の将来像は、現行

計画の「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」を究極の目標として、引き続き継承したいと考えております。

2 ページをごらんください。

新たな計画の基本目標は、Ⅰ豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造、Ⅱ循環を基調とする地域社会の構築、Ⅲ地球温暖化対策の推進、Ⅳ環境を守り育てる産業の振興、Ⅴすべての主体が参加する美しく快適な県づくりの5本柱としたいと考えております。

(3) 進行管理ですが、環境指標を設定いたしましたして、本委員会や環境審議会等で報告してまいります。また県民の皆様にも広くお知らせしたいと考えております。

5 計画の構成でございますが、計画策定の趣旨、計画の目標、施策の展開、計画の推進という4章立てを考えております。

6 今後のスケジュールでございますが、ごみゼロおおいた県民会議、それから大分県環境審議会の意見を踏まえて素案を作成いたしましたして、11月にパブリックコメントを実施いたします。12月の本委員会で計画の素案を報告させていただき、来年の第1回定例会にて計画案を上程させていただきたいと考えております。

3 ページは施策体系の案を掲載しております。

以上でございます。

塩田県民生活・男女共同参画課長 続きまして、大分県男女共同参画計画の策定について説明いたします。別に配付しております同名の別冊資料の1ページをお開きください。

この計画につきましては、7月の本委員会でご報告をさせていただきましたが、今回は、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に基づきまして、現在の立案過程の状況についてご報告をするものです。

1 策定の理由ですが、平成23年3月に策定をいたしました現行の計画は、男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでまいりました。

今年度が最終年度であることから、現行計画の検証結果を踏まえたうえで、社会情勢の変化への対応、新たな課題への取り組みを盛り込みながら計画を策定するものです。

2 計画の性格・位置づけですが、男女共同参画社会基本法及び大分県男女共同参画推進条例に基づく計画であり、大分県長期総合計画の部門計画としての性格を有しています。

3 計画の期間でございます。平成28年度を開始年度とし、目標年度を平成32年度とする5年間でございます。

4 新たな計画策定の基本的な考え方ですが、大分県が目指す男女共同参画社会のすがたとして3つ提示しています。

1 つ目は、固定的な性別役割分担意識のない男女平等の大分県です。男女が性別にかかわらず社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮できる社会を実現するため、固定的な性別役割分担意識を解消し、また男性の家事・育児・介護等への参画促進など男女共同参画の認識を広め、その定着に取り組んでまいります。

次に、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県です。配偶者等からの暴力や性犯罪は重大な人権侵害であり、被害者の人生に深刻な影響を与えることから、被害者の相談支援体制を拡充するとともに、予防啓発による暴力を容認しない意識の浸透に取り組んでまいります。

3 つ目は、男女が個性と能力を発揮できる多様性と活力に富んだ大分県です。男女がみ

ずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければなりません。現状では性別による固定的役割分担意識と長時間労働を前提とした労働慣行等によりまして、家事・育児・介護等の多くを女性が担っています。そこで、仕事と家庭生活の調和が図られるよう環境の整備に取り組むとともに、あらゆる分野で女性が個性と能力を十分発揮し活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

5計画の構成ですが、総合目標は男女共同参画社会の実現とします。基本目標はⅠ男女共同参画に向けた意識改革、Ⅱ男女が安心できる生活の確保、Ⅲ女性の活躍の推進の3つの柱で構成したいと考えています。資料の3ページに計画の骨子案を体系化したものを掲載しています。

資料2ページにお戻りいただき、6今後のスケジュールでございますが、庁内の男女共同参画推進本部幹事会等において検討を重ねまして、大分県男女共同参画審議会の委員からの意見聴取や議論を踏まえ、素案の作成を進めてまいります。今月10月からパブリックコメントを実施し、より多くの県民の皆様のご意見を反映した素案にしたいと考えています。12月の第4回定例会では計画の素案を報告いたします。来年の第1回定例会にて計画案を上程させていただくこととしています。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

平岩委員 すごく項目が多いので意見を言ったら悪いかなど思っていたのですが。

古手川委員長 どうぞ結構でございます。

平岩委員 男女共同参画について、性別に関係なく性別役割分担意識を克服してとありますが、これに異論のある人は本当にいないと思うんですけど。実際それがどのくらい実現できるのか、そこが大きな課題だなと思うんですね。私は結婚して30何年ですけど、男女共同参画がやっと十何年かかってできるようになったんですね。だから、今うちの連れ合いは炊事も洗濯も何もかもできるようになって家庭の中では対等と。1つの家庭でもこんななんだから本当は物すごく難しくて。でもこれに異議のある人はいないんだけど、そのこの本音と建前のところの違いというのを克服していかなきゃいけないなといつも思っています。

それと県の担当者が一生懸命やってくくださるんですが、何年かで異動されるんですね。やっぱりマンパワーだなと思うときがあるんですね。この人がいたからこの仕事が進んで、次につながることができたなど。だから、長く仕事ができるような体制もつくっていただけたらありがたいなと思っています。要望としてですね。

古手川委員長 ありがとうございます。委員の皆さんも今の発言をしっかりと。1つつでも前進するように。

荒金委員 努力しても無駄です。

古手川委員長 それでは次に移ります。④から⑤の報告をお願いします。

佐伯食品安全・衛生課長 生活環境部が所管する公社等外郭団体の経営状況等をご報告します。

A4縦長の資料、青色の表紙、県出資法人等の経営状況報告概要書をお開きになり、目次をごらんください。

当部が所管する団体、出資比率が25%以上等の指定団体は、9の公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター、次のページ、6公益財団法人大分県環境管理協会の合計2団体となっています。

このうち食品安全・衛生課が所管する公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況等をご報告します。

9ページをお開きください。

3の事業内容をごらんください。

この法人は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3に基づき都道府県生活衛生営業指導センターとして指定されております。

主な事業としては、理容・美容・旅館業などの衛生施設の維持向上並びに経営の健全化についての相談指導及び後継者育成支援等を行っています。

4の26年度決算状況をごらんください。

経常収益は1,968万7千円となっており、そのうち1,745万円が国及び県からの補助金です。当期正味財産増減額は3万7千円の増額となっております。

次に、5問題点及び懸案事項の1及び6対策及び処理状況の1をごらんください。

生活衛生営業者には個人営業者も多く高齢化が進んでおり、後継者対策が課題となっております。

これを受け、当センターでは、後継者育成の事業として、中学生や高校生等を対象とした職業体験教室などを開催し、若年者の生活衛生関係営業に対する職業観の向上を図り、生活衛生関係営業界の活性化のための諸活動を展開しているところです。

以上で、当課が所管する外郭団体の経営状況等の報告を終わります。

森下廃棄物対策課長 廃棄物対策課が所管する公益財団法人大分県環境管理協会の経営状況等をご報告します。

引き続き、県出資法人の経営状況報告概要書37ページをお開きください。

3事業内容をごらんください。

この法人は浄化槽法第57条の規定に基づき、知事が浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定した県内唯一の指定検査機関であります。

4の26年度決算状況をごらんください。経常収益は3億9,140万7千円となっており、当期正味財産増減額は443万5千円の減額となっております。

次に、5問題点及び懸案事項及び6対策及び処理状況をごらんください。

5の1に記載しています法定検査の受検率につきましては、6の1のとおり年々向上しており、引き続き受検率の向上に努めてまいります。

また、5の2に記載しています県職員の役員就任につきましては、6の2のとおり、これまで公衆衛生や水環境、建築など、県施策との連携を図る目的で就任してきたところですが、県の関与のあり方等を検討した結果、平成27年度の役員改選におきまして、5人から3人へと見直しを行いました。

最後に、5の3の当期正味財産の減額についてですが、6の3のとおり、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する観点から、協会が独自に1件につき5万円を上乗せして補助する事業を新たに実施したことによるものです。今後も事業費の調整を図りつつ実施することとしています。

以上で、当課が所管する外郭団体の経営状況の報告を終わります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

井上委員 初めてなんでよくわからないんですが、この県出資法人の経営状況報告となっている団体の中で、県が出資していないものが幾つか含まれていますよね。3とか6とか。これは最初つくるときに出資し、今はかかわっていないとか、何か理由があるんでしょうか。18とか22とか、31もそうですね。

諏訪生活環境部長 例えば、委員ご指摘のツーリズムおおいたですが、左側のページにどのようなものが指定団体かということで31法人あります。県の事務と密接な関係を有する事業を行っている団体は次のいずれかに該当するものをいうということで(1)から(4)までありますが、ツーリズムおおいたは(3)の県職員を業務援助のため継続的に派遣している団体に該当しております。

井上委員 出資はしていないけど職員を派遣している、そういうものも含まれていると、わかりました。

古手川委員長 よろしいですか。

井上委員 はい。

古手川委員長 ほかがございますか。

河野副委員長 公益財団法人大分県環境管理協会について、いつもここは役職員の皆さんが市町村に出向き、法定検査率の上昇に向けた市町村の取り組みを要請しているというふうに伺っているんですが、県は市町村に対してどういうふうな働きかけをされているんでしょうか。

森下廃棄物対策課長 市町村では浄化槽事務を完璧にやりますというところと、まだ10市町村ほどは受託していないので毎年お願いに行っています。パソコンを使った浄化槽の管理システムを導入していただいて、それから届け出はどこから、そういうものを全部入力していただいています。県もそれをしっかり入力した後に市町村に移譲して、それをもとに浄化槽の適正管理等をお願いしたいと取り組んでいるんですけども、市町村のほうも人力的な問題があっとなかなかすぐには受けられないということで、県のほうは今言ったようなシステムとか、それから管理協会と一緒にローラー作戦とか、特に受検率の低い地域にも入っていただき受検をお願いしますと、なかなか管理協会だけが言ったんでは動いてくれないので。県の保健所も動く、それから市町村にもできれば同行願いたいという形の指導をしています。

古手川委員長 よろしいですか。

河野副委員長 はい。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、次の⑥から⑦の報告をお願いします。

山本生活環境企画課長 平成26年度における大分県新環境基本計画の進捗状況についてご説明いたします。

福祉保健生活環境委員会資料の2ページをお開きください。

これは、先ほど新たな計画策定の説明をいたしました環境基本計画の現行計画の概要でございます。この計画には60項目の環境指標を設けてまして、毎年報告、公表しております。

3ページをお開きください。

1の表に基本目標ごとの環境指標の評価結果をまとめております。評価は、A、B、Cの3区分とし、その説明を表の下に記載しておりますが、平成26年度の目標値を達成している場合がA、目標値の70%以上を達成している場合はB、目標値の70%未満である場合はCとしているところでございます。

表の1番上の合計欄で、A評価が60項目中35項目で全体の58%、B評価は21項目で全体の35%、C評価は4項目で全体の7%となっております。B評価であった21項目中15項目が達成率が90%以上でございますので、A評価と合わせますと60項目中50項目が90%以上の達成率となっております。

次の4ページをお願いいたします。

2に各基本目標ごとの取組の概要を記載しております。基本目標1、豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造では、「生物多様性地域セミナー in 大分」を開催いたしまして、講演や活動報告のほか田んぼの生き物の観察、ウミガメとのふれあい体験などのフィールドワークを実施いたしまして、県民の生物多様性に対する理解の向上につなげたところでございます。

基本目標2は、循環を基調とする地域社会の構築でございますが、豊かな水環境創出のためモデル河川で流域会議を設立いたしまして、先進地視察やモデル河川流域交流会の実施など水環境保全活動を拡充・展開していくための体制を整えました。

その他の記載につきましては、時間の関係で説明は省略をさせていただきます。

以上、環境指標の達成状況や各取り組みを踏まえますと、26年度は目標をおおむね達成し着実に計画を推進することができたというふうに考えております。

6ページ以降は60の指標ごとの具体的な評価を示しております。また項目と中ほどの太枠で囲んでおりますのが26年度の目標値と実績、その右に達成率と評価のA、B、Cを入れております。

それでは、C評価のものが4項目ありましたので説明させていただきます。

6ページの7番目の間伐面積ですが、主に国の予算の減少及び県の基金事業の廃止によりまして当初の予定の間伐ができなかったものでございます。

8ページの20低公害車の普及率は、24年度から低公害車の定義が変わりまして少し対象が厳しくなり、それまで低公害車として認められていたものが対象から外れたことによるものです。

10ページの39家庭部門における二酸化炭素排出量、それから40業務部門における二酸化炭素排出量ですが、平成24年度実績が最新値になっております。これは東日本大震災以降、原発の稼働が停止しまして、火力発電所からの電力供給がふえたことによりまして、電力会社の単位当たりの電力をつくるのにどれだけのCO₂が排出されるのかを示すCO₂排出原単位が高くなっていることが主な要因となっております。やむを得ない部分もあるとは判断しておりますが、今後一層の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

今後も引き続き、本計画に基づく施策を着実に推進してまいります。

以上でございます。

江藤環境保全課長 平成26年度の大分県における大気環境、水環境等の調査結果について

てご報告いたします。

調査結果には中核市である大分市の状況も含んでおります。

資料の13ページから14ページ、表の1の大気環境をごらんください。

有効測定局での監視結果ですが、表の上から4番目の光化学オキシダントと1番下のPM_{2.5}については環境基準を達成できませんでした。これは全国的にも達成率は極めて低い状況にあります。特にPM_{2.5}については、原因としては大陸からの越境汚染等が考えられております。

その下の表1-2は自動車排ガス測定局の監視結果です。これは一般環境と同様にPM_{2.5}については環境基準を達成できませんでした。

次に、15ページをお開きください。

表2-1及び表2-2の有害大気汚染物質調査結果についてです。

表2-2の1,2-ジクロロエタン以外は全て環境基準及び指針値を達成しました。1,2-ジクロロエタンについては1地点において指針値を超過しましたが、これは近くにある工場で溶媒として使用されている1,2-ジクロロエタンが原因と考えられるため、事業者に対して使用量の削減や代替物質への切りかえを指導しているところです。

次に、17ページの2水環境をごらんください。

表3の公共用水域の健康項目に係る環境基準の達成状況ですが、河川、湖沼、海域の合計111地点で調査した結果、大分川、朝見川、町田川の3河川でヒ素が環境基準を超過しました。いずれも上流域の温泉に起因するものと考えております。なお、飲料水への影響はありません。

次に、18ページの表4の生活環境項目に係る環境基準の達成状況ですが、達成率は河川が97.7%、湖沼100%、海域が95.2%でした。達成しなかった水域は、河川では寄藻川の1水域、海域では豊前地先海域の1水域でした。

次に、20ページの表5地下水ですが、概況調査、汚染井戸周辺地区調査とか、継続調査があるんですが、ヒ素等7項目が合計25本の井戸で環境基準を超過しております。環境基準を超過した井戸については、井戸の所有者に情報を提供して飲用しないよう指導するとともに、安全な水道水への切りかえなどの措置を既に講じております。

次に、21ページをごらんください。

3ダイオキシン類です。(1)の環境中の状況ですが、一般環境85地点で調査をした結果全て環境基準を達成しております。

次に、22ページ、表7の(2)の特定施設の設置者による測定結果についてですが、排出ガスについては1施設が基準を超過しましたが、その後の指導でちゃんと改善されております。焼却灰については51施設全てで基準を満たしております。ばいじんについては7施設が処理基準を超過しましたが、廃棄処分の際にセメント固化等を行い最終処分場で適正に処分されています。

次に、23ページの4自動車騒音についてです。

県内4車線以上の沿線道路の自動車騒音の状況ですが、94.3%の住宅で昼夜ともに環境基準を達成しています。

次に、24ページをごらんください。

5環境放射能水準調査結果です。

昭和63年度より、国からの委託を受けて環境放射能の監視を実施しております。表9のとおり県内5局で空間放射線量率を測定していますが、特に異常はありませんでした。

次の25ページですが、表10のとおり上水や精米等に含まれる放射性物質を調査しましたが、人工放射性物質は検出されておられません。

土壌からは人工放射性物質が検出されていますが、これまで行った調査結果の範囲内であって特に異常はありません。

牛乳からはごく微量の放射性物質が検出されましたが、検出された濃度は厚生労働省が定めた1キログラム当たり50ベクレルという基準を大きく下回っており、健康に影響のあるレベルではありません。

このように、本県の環境は大きな変化もなくおおむね良好な状態で推移しているというふうに言えると思います。

以上です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

玉田委員 環境計画の件で、間伐面積の評価がCということで達成が厳しくなっているんですけど、例えば日田市でグリーン発電が稼働し始めたということで、要するにバイオマス発電ができたということで、これが間伐面積に影響するんじゃないかなというふうに思っているんですけども。今回の計画の中では、この発電所自体がまだそんなに稼働した期間がないので影響はなかったのかなと思いながら聞いていたんですけども。ただ、これが今度豊後大野市にまたバイオマス発電ができるとかそういうことになってくると、間伐面積の個々の影響というのを追いかけていってほしいんですよね、新しい計画の中でも。そうすると間伐面積にどれぐらいの影響があるかというところが地域別で少し明らかになると、そうすると今度次の新環境計画の中でも書き込みやすくなるのかなというふうに思うので、今多分データはないと思うので。

もう1つ間伐面積について心配なのは、平成28年度は林野庁の予算が随分削られるんじゃないかということで、これは地元の林業業者にとっては困ったなというふうなところがあるので、そういう部分も含めて次の計画に書き込めるようなデータの整理とか、そういう視点で見てほしいなということです。

以上、要望です。

山本生活環境企画課長 貴重なご意見ありがとうございます。間伐面積につきましては農林水産部のほうも積極的に取り組んでいるところでございます。この数値が国の事業も含んだ目標値でございましたので、国の事業の縮小がストレートに今反映されたような形ですが、積極的な予算を目指しながら取り組んでいくということでございます。そして、現行の指標の中にも木質チップ等のバイオマスの利用率などを掲げておりますので、それとあわせて委員のご意見も取り入れさせてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

古手川委員長 ありがとうございます。

ほかございますか。

井上委員 関連で。今と同じことなんですけど、これは26年度の予算が減ったということですが、27年度もっと減って、来年もっと不安なんですよ。財政のほうに県単でも

いいから間伐、森林整備の予算をつけるように、ぜひ生活環境部からもよろしく願います。要望です。

古手川委員長 日田の森林組合長からの要望ということで。

ほかにご質疑等もないので、次の⑧から⑨の報告をお願いします。

徳野私学振興・青少年課長 お手元の資料26ページをお開きください。

第2次大分県青少年健全育成基本計画の策定についてご説明いたします。

大分県青少年の健全な育成に関する条例第12条に基づき、本県における青少年の健全育成施策の基本的方向と取り組みを定めたものでございまして、第1次に関しましては平成18年度から本年度までを計画期間としておりますことから、次期計画を策定するものでございます。

資料の中央に計画の名称、総合目標、計画期間を書いております。それから計画の基本的位置づけが資料の右上に3つございます。

先ほどの条例に基づく基本計画、それから大分県長期総合計画の部門計画、3つ目は内閣府が所管しております子ども・若者育成支援推進法、平成22年にできましたが、これの県の子ども・若者計画として位置づけています。

中段の基本理念及び基本目標をごらんください。

それぞれ3つ定めております。

先ほどの内閣府の子ども・若者育成支援推進法が推進大綱をつくってございまして、その重点課題に沿って基本理念と基本目標を定めております。ちなみに基本理念のところに青少年（子ども・若者）と書いておりますが、子ども・若者育成支援推進法ができました関係で、青少年の定義がそれまでの30歳未満が拡大しました。いわゆる引きこもり、ニート等支援を要する若者を含めて40歳未満に定義を拡大しておりますので、こういう表現をさせていただいております。

それぞれ基本目標が3つございまして、1つ目が次代を担う青少年の育成にそれぞれ重点目標を3つ、2つ目の青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備で3つ、3つ目の個別の対応を必要とする青少年への支援で3つで、先ほど申しましたようにゼロ歳から40歳未満の青少年を対象に県の中でも総合教育計画、それから子ども・子育て応援プラン、貧困対策計画とそういうところとの連携をとるために、左下のほうに推進体制でございまして大分県青少年対策本部ということで、知事を本部長、庁内関係15課室長を幹事といたしまして、地方支部は振興局長、教育事務所長、保健所長、警察署長を入れまして、地方含めて素案を今つくっているところでございます。

今後の主なスケジュールとしまして、これから青少年健全育成審議会、それから企業等200社が加盟します青少年育成県民会議等にも意見を聴きまして、パブリックコメント等を経て今年度中に本委員会に報告したいと思っております。

以上でございます。

佐伯食品安全・衛生課長 続きまして、委員会資料の27ページをごらんください。

第3期大分県食育推進計画の策定について報告いたします。

まず、資料左上の1現状・課題についてです。

平成17年に食育基本法が制定されて以降、生きる上で基本となる食の栄養を育てる食育の推進を図ってきましたが、子供たちを取り巻く食環境の変化や生活習慣病の増加など、

まだ食を取り巻く課題は多くあります。

こうした現状を踏まえ、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成の実現のため、大分県食育推進条例の制定を検討していることにつきまして、9月4日の本委員会でご報告したところです。

本計画は、この条例が掲げる目的の実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものであり、また、右上の2計画の位置づけにありますように、食育基本法に基づく法定計画でもあります。

次に、3の計画期間については、平成28年度から32年度までの5年間の計画としています。

4計画の骨子案についてですが、策定に当たっては中ほど左側にありますように、2つの基本目標、3つの基本的な視点を設定した上で、生涯にわたって心身共に健康に過ごすために何をすればよいかについて、食育で身につく6つの力を視点とし、家庭・学校・地域で連携し1人1人がその力を身につけていくことができるよう、大分県の食育を推進する計画にしていきます。

そして県民運動としてのおおいた食（ごはん）の日の推進を中心に、自炊力を高めるための自分でつくることへの応援、コミュニケーション能力を養い豊かな心の醸成につながる共食の取り組みなどを進めていきます。

最後に、右下の5今後のスケジュールですが、県食育推進会議や11月から12月にかけて実施するパリックコメントでいただいたご意見を反映して、計画の策定に向け作業を進めてまいります。

以上です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

三浦委員 26ページ、私も青少年の1人なんですけど。県の子ども会育成連絡協議会を含めた、地域の子供たちの青少年健全育成にかかわりを持っている団体が地域にあると思うんですけども、そういった団体等の位置づけというか、かかわりを今後どのように持たせようとしているのかというのが1点。27ページ、食育が非常に大事だと思うんですが、とりわけ子供たちを取り巻く食の環境は大きく変わってきており、アレルギーを持っている、食べたくても食べられない子供たちもいっぱいいますので、そういった子供たちへの配慮というのはこの計画にどう生かされるのか、その2点を伺いたいと思います。

徳野私学振興・青少年課長 子ども会を初め地域の青少年団体に関しては、非常に重要な活動を行っておりまして、今回26ページの計画についても重点目標の6地域に活力を生み出す多様な担い手の育成、青少年活動に関わる団体との連携協働の中に、子ども会を初めとしましてボーイスカウト、海洋少年団、青少年団体育成協議会というものを持っております。津久見市、日出町、大分市含めて子ども会活動も非常に盛んな地域と、そうでない地域とございまして、今後、子ども会、そういった青少年団体をどうやって盛り上げていくかということを中心目標として、計画及び来年以降の施策にまた盛り込んでいきたいと思っております。

佐伯食品安全・衛生課長 食育の関係でございまして。子供たちを取り巻く食環境の問題、この27ページの資料には6つの「こ食」だけしか手がけておりませんが、委員ご

指摘のとおりアレルギー問題というのが大きな課題ともなっております。この問題につきましては、県民の代表の方々に構成する県の食育推進会議がございますが、こういった中でもアレルギー対策をしっかりとするというご意見もいただいております。現在この計画を策定する中で、教育委員会等々も一緒に検討委員会のメンバーに入っております。そういった中で対策について講じていくように今検討しているところでございます。

以上です。

三浦委員 青少年の関係なんですけれども、これまでも長い間ボランティア活動で地域の子供たちを支えていますので、ぜひそういった方々に光が当たるように取り組みをお願いしたいと思います。食育もそういった子供たちがかなりふえてきていますので配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

玉田委員 6つの「こ食」の中で固い固食があるじゃないですか。ほかのは何となくわかるんですけど、固いとは具体的にどんなことなんですか。

佐伯食品安全・衛生課長 これは固定したという、そういう意味の固です。

玉田委員 わかりました。固定ね。

古手川委員長 よろしいですか。

玉田委員 はい、よくわかりました。

古手川委員長 ほかによろしいですか。

河野副委員長 26ページの、新しく青少年の健やかな成長をするための環境整備の中に含まれた子供の貧困問題の対応についてなんですけれども、これは生活環境部だけではなく、民生・児童委員制度とか、ほかにもさまざまな教育部門との連携であるとか、商工労働部のひとり親世帯の就労支援とかいろんな部分が含まれてくるかと思うんですが、青少年という部分の切り口だけじゃなくて、総合的な何か施策体系が必要な部門かなというふうに非常に思うわけなんです。今後のこの部分について、何らかの形で全庁的な連絡なり政策調整の仕組みなどに取り組まれるんでしょうか。

徳野私学振興・青少年課長 福祉保健部のほうが子どもの貧困に関する計画を今つくっておりますので、そこと連携して青少年というサイドからでも、特に教育の機会を失うことのないよう奨学金などそういった支援を含めて、生活環境部としてはサポートしていくことを予定しております。

河野副委員長 福祉保健部が中心となってそういった全庁的な支援の施策体系的なものをつくっていくという理解でよろしいんですか。

徳野私学振興・青少年課長 そうですね。貧困問題を福祉保健部が所管となりまして、私学振興・青少年課のほうもそのメンバーとして、教育委員会、商工労働部等含めた全庁的なPTで今その計画をつくっているということです。

河野副委員長 ありがとうございます。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、次の⑩から⑫までの報告をお願いします。

森下廃棄物対策課長 続きまして、廃棄物対策課が所管する3つの計画の策定について報告します。

委員会資料の28ページをお開きください。

まず、第4次大分県廃棄物処理計画の策定についてです。

資料上の1計画の目的及び位置づけですが、本計画は廃棄物の減量及び適正処理を推進することを目的としており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく法定計画であるとともに、県環境基本計画の廃棄物対策等に係る個別計画として位置づけています。

その下、左側の2第3次計画の概要及び現状・課題をごらんください。

現行の第3次計画は循環型社会の形成に向けた意識改革などを目指して展開してまいりましたが、その下の現状・課題にありますように、一般廃棄物の総排出量が横ばい状態にあり、また不法投棄は減少傾向にあるものの依然として後を絶たない状況にあります。

これらの課題を踏まえまして、右側の3第4次計画の概要にある項目により、さらなるごみの減量及び適正処理に向け取り組んでまいります。

中でも一般廃棄物対策にあっては①おおいとうつくし作戦の展開、産業廃棄物対策にあっては⑨排出事業者等に対する監視指導体制の拡充・強化等を重点的に取り組むたいと考えています。

左下の4策定スケジュールにつきましては、計画案に対するパブリックコメントの実施や環境審議会での審議を経て平成28年2月までに計画を策定し、本委員会で報告を行う予定です。

続きまして、委員会資料の29ページをお開きください。

大分県災害廃棄物処理計画の策定についてです。

資料上の1計画の目的・位置づけをごらんください。

計画の目的ですが、地震などにより発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や方策について定めるものであります。

また、計画の位置づけにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定の改正により、新たに設けられた災害廃棄物処理計画であるとともに、災害対策基本法に基づく大分県地域防災計画の個別計画であり、今回新たに策定するものです。

中ほどの2計画の概要をごらんください。

右の主な項目にありますように、本計画には、役割分担と協力体制、災害廃棄物処理の基本方針、実施体制、さらには災害予防の観点から事前の備えなどにつきまして盛り込むこととしています。

また本計画は、策定後、必要に応じてその都度見直しを行ってまいります。

なお、その下に記載しております市町村災害廃棄物処理計画についてですが、災害廃棄物は一般廃棄物に位置づけられるため、一般廃棄物の処理主体となる市町村におきましても災害廃棄物処理計画の策定が必要となります。そのため県計画の策定が市町村計画の策定につながるよう取り組むたいと考えています。

1番下の3策定スケジュールにつきましては、先ほど説明しました第4次大分県廃棄物処理計画と同様のスケジュールで進めてまいりたいと思います。

委員会資料の30ページをお開き願います。

続きまして、第2次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定についてご説明します。

資料左上の1計画策定の背景についてですが、本県の海岸は延長が766キロメートルに及ぶとともに複雑な潮流等により、海岸ごみが発生しやすい状況にあります。海岸の良好な景観と環境を守るためには、ごみの回収・処理や発生抑制対策を総合的、計画的に進

める必要があります。

資料右上の2計画の位置づけにつきましては、本計画は海岸漂着物処理推進法第14条に基づく法定計画であるとともに、大分県廃棄物処理計画の海岸における漂流・漂着ごみ対策に関する個別計画として位置づけています。

次に資料の中ほど、3計画の概要をごらんください。

現計画が今年度で終了することから、計画期間は平成28年度から32年度までの5年間とし、現計画の基本理念である、ごみのないきれいな海岸づくりを通じて、地域と環境が共生するうつくしい大分県を引き続き目指してまいります。

基本方針及び施策内容については、①海岸ごみの円滑な処理の推進、②効果的な発生抑制対策の推進など、現計画で定めている4つの方針のもと、昨年度実施しました海岸漂着物の漂着状況の実態調査結果を踏まえ、各種施策を盛り込むこととしています。

1番下、4策定スケジュールにつきましては、現在、素案の検討を行っており、今後ごみゼロおおいた作戦県民会議等に意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施して計画を策定し、平成28年第1回定例会の常任委員会で報告する予定です。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

河野副委員長 災害廃棄物処理計画の中で事前の備えという部分がありました。これは仮置き場であるとか、焼却施設の設置場所等を事前に定めておくというようなことのかなというふうに想像したんですが、今どういうふうな状況にあるか教えていただいていいですか。

森下廃棄物対策課長 この計画を策定するに当たり市町村の担当者に今まで2回来ていただき内容の説明等を行っています。その中で特に市町村においては、今おっしゃられたように、仮置き場を早急に設定してくれと、27年度中に候補地を挙げてくださいと土木のほうからもお願いしております。それと実際に焼却施設については、まだそこまではうちのほうは話をしていないんですけれども、仮置き場の選定が終わって、実際に来年度、候補地等本当にできるかどうかを検討して、そこである程度の広さがあれば焼却施設等も考えていかなきゃいけない。仮置き場は2種類ございまして、一時的にばっと寄せるところ、それから次の段階はそれを選別して破碎や焼却をするという2段階の方式がありますので、まず1次段階の持ってくるところ、ここは畳、ここは木くずというふうな形のを早急に選定してくれという話を今しております。

玉田委員 第4次の廃棄物処理計画の中に一般廃棄物対策の中の災害廃棄物処理体制の構築というのが入っていて、29ページで災害廃棄物処理計画の説明がありましたが、これは連動するということですよね。

森下廃棄物対策課長 大分県第4次の廃棄物処理計画の中の一部門の計画というふうな位置づけで、災害廃棄物処理計画を進めております。

玉田委員 一般廃棄物は市町村の権限の中ですよ。災害廃棄物処理計画も一般廃棄物なんですけど、そこは市町村計画と県の廃棄物処理計画を災害廃棄物の中で連携を持たせるという趣旨なんですよ。

森下廃棄物対策課長 はい、そのとおりです。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、次の⑬から⑭の報告をお願いします。

塩田県民生活・男女共同参画課長 資料の31ページをお開きください。仮称でございますが、性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターの開設について説明いたします。

これまでの議会において、平岩委員より性暴力被害者への支援体制の確立についてのご質問をいただき、県では平成26年2月に関係機関を集めた検討会議を立ち上げまして、性暴力被害者支援における現状把握や課題の整理を行い検討を重ねてまいりました。

性犯罪・性暴力被害は、被害の特性や羞恥心等から女性が声を上げることができないため、その被害の多くが潜在化している現状があります。また被害後、支援を受けようとしても、その度に二次被害を受けるなど被害者にとって大きな負担となっています。

このような現状から、県では被害に遭った女性が安心して相談でき、必要な医療や心のケアなどをワンストップで受けられる総合的な被害者支援対策として、仮称でございますが、性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターを開設することといたしました。

このセンターが核となりまして、産婦人科医療機関を初め警察、臨床心理士会、弁護士会、その他関係機関と緊密な連携により、被害者の心身の負担軽減、早期の健康回復を図るとともに、被害の潜在化防止に向けた体制を整備してまいります。

今後は平成28年4月1日の開設に向けて関係機関と協議を重ねながら、場所や支援内容、相談体制等について準備を進めてまいります。

続きまして、資料の32ページをお開きください。

こちらでも仮称でございますが、大分県犯罪被害者等支援推進指針の策定について説明いたします。この仮称の大分県犯罪被害者等支援推進指針は、ただ今ご説明しました仮称の性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センター設置の根拠でもありまして、県が犯罪被害者支援に取り組む明確な姿勢を示し、犯罪被害者等に関する施策を総合的・体系的に推進するために策定するものです。

指針の基本方針ですが、法律や国の計画の基本的方向を反映しまして、4つの基本方針とします。1つ目は尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。2つ目は個々の事情に応じて適切に行われること。3つ目は支援が途切れることなく行われること。4つ目は県民の総意を形成しながら展開されることです。

具体的な施策については、4つの重点課題ごとに取りまとめまして、庁内関係所属が連携して推進します。

1つ目の損害回復・経済的支援等への取り組みの主なものは、損害賠償の請求についての援助、給付金の支給に係る制度の充実、居住の安定、雇用の安定などでございます。2つ目の精神的・身体的被害の回復・防止への取り組みとしては、保健医療サービス及び福祉サービスの充実や安全確保の充実などです。3つ目の支援等のための体制整備への取り組みとしましては、刑事手続への関与の充実、相談及び情報提供の充実強化、研修の充実や人材の養成などです。4つ目として県民の理解の増進に取り組んでまいります。

今後は、素案の検討・作成を行いまして、パブリックコメントにより県民の皆様のご意見を反映して策定することとしています。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

平岩委員 性暴力対策ワンストップ支援センターは、まだどこに置くのか決定していないということだったんですけど、相談・支援ができるような支援者は何人ぐらい想定しているのかということと、支援者のための研修を予定されていると思うんですけど、どういう方が講習に来られるのかとか、少しわかっている範囲で教えてください。

塩田県民生活・男女共同参画課長 今設置する場所ですとか支援の内容を検討しております。支援員の設置規模につきましては、基本的に被害に遭った女性から応援を求められたときに2人体制で駆けつけることが1番適正かなと考えておりますので、そうしますと2人が現場に駆けつける、女性のもとに駆けつけるということになりますと、センターのほうに1人電話番ということではないといけませんので、基本的には常時支援員が3人いるような形でできないかなというふうに事務局は今考えております。

2つ目のご質問のそういった支援員の要請につきましては、ちょうどあした10月3日から11月にかけて研修を行うこととしております。これは国の内閣府の事業を活用して実施するものです。主な講師の方は委員もご存じかと思いますが、SACHIKO、阪南中央病院の加藤先生やその関係の方々がワンストップ支援センターのあり方等についてのご説明、女性にかかわるときも精神的なケアをどんなふうに行うかとか、具体的な内容のカリキュラムになっております。

以上です。

平岩委員 ありがとうございます。今週の最初だったかな、支援センターができるいうニュース見て、ああよかったと思って。そういう被害に遭った女性を診て支援している産婦人科の先生にお会いしたときも本当にうれしいねという話だったんです。要望ですけど、福祉関係の保健師の方に「これできるんですね。」と言ったら、「警察でしょう。」と言われたんですね。警察も福祉も生環もみんな一緒にならないと絶対支援できないとそのとき思ったんですね。まだ初めだからそれぞれ立ち位置が違うんだなと思ったんですが、ぜひみんなで支えていていただきたいと思います。

SACHIKOも50%ぐらいしか相談に行けないそうですね。行けない人がたくさんいるんだということも事実としてありますので、ぜひ部長よろしく願いいたします。

塩田県民生活・男女共同参画課長 1つだけご報告させていただきます。ワンストップ支援センターを中心にいろんな関係機関が連携して取り組むことになりましたけれども、平成26年2月に設置いたしました検討会議の中には、福祉保健部としては、やはり児童の性的虐待のケースもありますので、児童相談所、それから婦人相談所もメンバーに入っていて、今後も一緒に詰めていこうと思っております。

以上です。

平岩委員 お願いします。

河野副委員長 今課長からのご説明に特に女性という言葉がよく出たんですが、これは被害者という形で性別の特定はされていなかったと私は思っておりますので、その辺は行政として非常に注意深くご説明いただかないと、LGBT初め性的マイノリティーの方々の支援という形で組まれた施策ではなかったかなというふうに思いますので、その辺はぜひご注意をいただきたいと思います。

塩田県民生活・男女共同参画課長 ありがとうございます。私もご説明申し上げながら、女性と言ってしまった後に男性のことを言い忘れてしまったなと実はちょっと反省しまし

て、関係者と協議を重ねる中でやっぱり男性の被害も確実にあります。そういった場合の連携する医療機関が産婦人科以外の診療科目も対象にはなりませんので、その辺も含めながら進めていきたいと考えております。説明には気をつけてまいりたいと思います。ありがとうございます。

古手川委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、ほかにご質疑もないようでございますので、以上で諸般の報告を終わります。

この際何かございませんでしょうか。

三浦委員 1点、少し気になっていることがございまして、先ほども出ていましたが、平成25年9月に日本ジオパークに姫島村と豊後大野市が認定されました。その際私たちも他県のジオパーク等を視察したんですけれども、その後の再取得というか、継続する際の認定はかなりハードルが高いというふうな話を伺ったんです。再認定は多分4年後だったと思うんですが、既にもう折り返しを過ぎています。私も夏に姫島村のジオパークに行きましたが閑散としていました。当時はガイドとか、当然これは市や村がやることなんだと思うんですけど、県としてこの基盤強化という部分も含めてこの日本ジオパーク、姫島と豊後大野をどう支えていくのかということについて、ちょっと気になっていたのでお伺いしたい。

諏訪生活環境部長 再認定は29年度であります。過去の全国的な例からイエローカードが出たところもございます。当初認定されたときの宿題、そういうものもありまして、再認定審査に向けて特に強化しなければならない項目として、拠点施設の充実強化、ジオガイドのスキルアップ、それと学術基盤の強化、やはり地質等、認定されたすばらしいそういう資源があるわけですから、それをさらに研究を深めていくというような学術研究の支援等もございますので、その辺に力を入れております。担当職員も入り浸り状態で、姫島、それから豊後大野に通っている状況でありますので、万全の体制で29年度の再認定に向けて、取り組みをさらに進めていきたいというふうに思います。

三浦委員 やっぱり拠点施設とか、ジオガイド等というのはかなり時間もかかると思いますので、29年度はもうすぐ来ますので、長期的なビジョンを持って取り組みを支援してほしいなというふうに、要望です。よろしくお願いいたします。

古手川委員長 そのほかございますか。きょうご出席いただいた委員外議員の方。

木田委員外議員 青少年健全育成のところで、インターネット環境の安心・安全とかいう表記がございまして、最近LINE絡みで青少年が事件に巻き込まれています。これまでの議論で、もっと積極規制にかかっていいんじゃないかというようなご意見も出たのではないと思うんですが、今後は積極規制を考えていく議論になるのか、その状況をお教えいただきたいと思います。

徳野私学振興・青少年課長 先般の一般質問でネット環境の安全に関しては吉岡議員から質問があったところです。条例では家庭の中で自主的な努力をするというのと、スマホを購入する際にフィルタリングをかけるとか。委員が言われたように、例えばLINEなりフェイスブック、ツイッターといったコミュニケーションのツールとしてそういうのを青少年が使っておりますので、例えば、深夜は罰するとか、そういう条例なり統一ルールに

したらどうかというご指摘もいただいております。ですから全国的にそういったものも含めて、あるいは高校生が自分たちでルールを決めて、例えば夜中の11時過ぎたらLINEはお互いやめようよねとか、そういったものも含めて、どういう形がいいのか研究しているところです。

木田委員外議員 早くやったほうがいいんじゃないかなと思います。うちの子の（聴取不能）にフィルタリングをかけたんですが、見れんと言って相当もめました。賢くなるとフィルタリングの外し方を自分で探すんですよ。難しいですよ、やり方が。もっと積極性を、自治体ルールをつくっているところもありますけれども、そういったのも必要なかなと思います。

徳野私学振興・青少年課長 それこそ事業者のほうは基本はフィルタリングをかけるようにしてと。ただ子供と親が話し合っただけでそれをどうする、あるいは仮にスマホ以外に今、DSとかゲーム機で子供たちは通信できます。テレビでもそういったものには注意するようにと呼びかけています。LINEのほうも全国的にいじめに使われているケースがありますので、LINEが全国的に実態調査をしております。うちのほうも今年内に保護者にそういった実態調査も含めてやって、まず保護者を含めてどういう状態になっているかというのをまだ知らないPTAの方とか親も含めて、教育委員会とか事業者にご協力いただいて、そういったどういうことに危険があるかという事業は毎年やっております。それも含めて、ネットに関してはまた議会にもご相談しながら検討する必要があると考えております。

古手川委員長 先般、そういう委員会に私も出席をさせていただきました、改めて驚くと同時に、課長おっしゃるようにまだそこまでわからない親御さんもたくさんいるので。私なんかもその典型でしたけれども、その辺のまずは周知徹底、専門家の方とか業者の方も入った形でかなり突っ込んだ意見交換をしていただいております。引き続きよろしくお願いたします。

木田委員外議員 最近、子供が文句を言わないのは多分フィルタリングをしたからだと思えます。

古手川委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにないようですので、これをもちまして生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔生活環境部退室〕

古手川委員長 ここで休憩します。

再開は午後1時からといたします。

12時00分休憩

13時02分再開

古手川委員長 それでは委員会を再開します。

本日は、都合により午後から荒金委員が欠席しております。

また、委員外議員として木田議員が出席しております。

これより病院局関係に入ります。

それでは、総務企画委員会から合い議のありました第87号議案大分県長期総合計画の策定について執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第87号議案大分県長期総合計画の策定について、病院局所管分についてご説明します。

お手元の冊子のA4縦の大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（案）をご用意いたします。

前回の常任委員会でご説明した時から変更はありませんが、病院局の記述について改めてご確認いただきたいと思います。

資料の35ページをお開きください。

安心で質の高い医療サービスの充実です。

病院局の現状と課題、中段のこれからの基本方向については、それぞれの項目の1番下ポツに記載しております。

主な取り組みについては36ページの⑤県立病院のさらなる機能強化として、ここに掲げる4つの項目を中心に医療機能の充実や経営基盤の強化を図ってまいります。

説明については以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

玉田委員 目標指標で、地域中核病院の医師充足率、これは福祉全体の話ですが、県立病院の医師の充足については、これから先どういう見通しなんですか。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 当院の医師、どういう形を充足と捉えるかによって違うんですが、職員定数に対しては医師の部分で90%を超える医師がそろっているという状況でございます。あとは嘱託医師等で各診療科を賄っていますが、診療科によっては不足といたしますか、まだ十分でない診療科がございますので、その辺は大学等と話をしていくとということ。

玉田委員 はい、わかりました。

古手川委員長 よろしいですか。ほかございますか。

河野副委員長 一般質問の中でも県立の精神科の設置について、県立病院に設置することも今後検討されるというような話がありました。これまで県立病院に精神科が置かれてこなかった理由というのはそれぞれあろうかと思うんですね。精神科の医師の充足の問題であるとか、あるいは精神科を設置するについての体制の問題、病院のスタッフも含めての体制の問題とかあろうかと思うんですが、これからはフリーハンドで県立病院に設置という部分について、例えば県病の側からの意見という形で具体的な今後の可能性であるとか、見通し、こういったことが本当に可能かどうかについて、そういった部分が福祉保健部に対して具体の形でやりとりが広げられるのかどうか、この前の答弁だけではよくわからなかったんで、病院局としての主体性というか、考え方なりを示していく手順が今後予定されているのかどうかについてお伺いしたいんですが。

田代病院局長 これから検討委員会というものを立ち上げまして、その中で、先ほど言わ

れましたけれども、県立病院も含めてゼロベースで、まずは始めていこうというところ
です。その検討委員会なり、この下に作業部会等々がつくられると思うんですけれど、
その中で、もし県病にということで投げかけられたときには、県病でどれぐらいの規模で、
どれぐらいのスタッフをそろえて等々の検討はもちろん並行して考えていかなければなら
ないというふうには考えております。

河野副委員長 県病のほかに三重病院という結核専門病院があったように、精神科専門の
県立病院を病院局の下に、県病とは別に設けるということも1つの考え方としてあり得る
のでしょうか。

田代病院局長 もちろんそれも含めて、いろんな可能性を今考えていっています。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 まだ検討委員会が始まっておりませんので、委員
が言われるようなこの形というところはまだ議論されていないところで。病院局といたし
ましても、それがどういう形なのかということはまだ全然内部的も検討していないのが正
直なんです。ただ、これまで大学とか福祉保健部と、やはり県立精神科が必要だというこ
とで医師の確保、医師の育成、そういう部分については議論してきたというのが現状で
ございます。

河野副委員長 検討のスケジュールみたいなものというのはまだ具体化していないとい
うことでよろしいんですか。

田代病院局長 まだ具体化はしておりません。ただ今月中には検討委員会をまず立ち上げ
ようというところだけが決まって、具体的にはまだ全然決まっているわけではありません。

田中委員 長期計画について、9月4日の常任委員会の報告の中で予防医学の話をしたん
ですけど、非常に大事なこれからの時代の流れだと思し知事も特に力を入れています。
健康寿命の延伸も非常に大事な側面であって、医療機関がそういうテーマに対しても真っ
正面から向いていただきたいと思ったんですけど。このプランに入らなくてもそういう
面の配慮は十分やってもらえたらと思っています。そこを1項目でも入れてもらえばよか
ったのかなと思ったんですけど、その余地は全然なかったのかな。

田代病院長 県立病院はもちろん診療を主体にした医療機関でございまして、そういう予
防あるいは保健的なことも常日ごろから機会があるごとに実際やってきております。です
から改めてこの中に書かなかったというような、そういうところがありまして、記載をし
ていない。健康教室でありますとか、そういう出前で講演をしたりするようなどときには、
予防も含めて啓蒙したり、そういうことはやっております

田中委員 自主的な実践活動をやらしてもらうように要望はしておきます。

田代病院長 はい。重く受けとめます。

三浦委員 先ほどの精神科の関係なんですけれども、今全国的に大分県もそうですけど、
病床数を減らしていくというような形で厚生労働省は出していますけれども。そういった
中、新たに精神科で病床数確保となる場合、厚生労働省の意向との整合性がとれない、反
対のほうで申請していかないといけないと思うんですけど、そういった流れは専門的に見
たらどうなるかなと。

田代病院局長 非常に大事な点だと思います。医療構想というのが走り始めているん
ですが、それは一般的には身体科の一般病床についての病床どうするこうするというのが議論
されていると。精神科病床についてはまだ走り出していないということですので、今後ど

ういうふうな政策が出されてくるのかわからないところがあります。ただ現状では大分県は基準からすると精神科病床数はもう過剰な状態ではあります。ですから、そこを厚労省との間でどうすり合わせていくかが非常に大事になってくるかと思えますけど、具体的にはどうなるというのはちょっとお答えできないです。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 お手元の冊子のA4横の大分県長期総合計画の実施状況についてをごらんいただきたいと思えます。

3ページの総合評価の施策別一覧表をごらんください。

病院局に関する施策は、政策欄の4医療の充実と健康づくりの推進の(1)安心で質の高い医療サービスの充実の一部でございます。この中の県立病院対策事業が対象となります。

28ページをお開き願います。

中ほどのII目標指標の表の指標欄をごらんください。

このうち、5番目の県立病院における地域医療支援病院の承認要件が病院局の施策となりますが、初診患者のうち地域の医療機関から紹介された患者さんの数の割合である紹介率と、県立病院から地域の医療機関へ紹介した患者さんの数の割合である逆紹介率を評価指標としており、26年度の紹介率・逆紹介率の目標値がそれぞれ60%、70%に対して実績値は63.3%、85.7%、達成率が105.5%、122.4%となっており目標値を達成しているところです。

地域の医療機関との連携を図り、今後も県民医療の基幹病院としての役割を果たしていきたいと考えております。

説明については以上です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特にご質疑等もないので、次の②の報告をお願いします。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 大規模改修工事の進捗状況について口頭でご報告いたします。

6月の所管事務調査におきまして工事の概要を説明させていただきました。まず病院の正面玄関側に増築棟を2階建てで建設するようにご説明をしたところであります。

この増築棟につきましては7月に着工、現在は基礎工事の段階に入り、来年4月末の完成に向けて工事が進んでいるところであります。

一方、本館の改修についてでございますが、9月29日までがその入札期間でしたが、入札参加業者の辞退によりまして入札が不調に至ったということで、一昨日、土木建築部から連絡があったところでございます。

このため、平成31年度までに完了という改修スケジュールが非常に厳しくなったとい

うふうに捉えております。

今後の対応につきましては、工事経理を依頼している土木建築部において、予定価格や入札参加要件など、入札不調の原因を速やかに調査することとなっております。

その調査結果を踏まえて、土木建築部と病院局とで協議しながら必要な見直しを行い、再度公告入札を実施する予定でございます。

以上です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

田中委員 こんな重要な報告内容について口頭説明じゃなく、きちっとペーパーで示させるようにしてくださいよ。こんな口頭ぐらいではだめですよ。きちっと報告書をつくらせてしないといかんと思います。

古手川委員長 それにつきましては、今お話がありましたように、今いろんな事情があったと、その辺を検討しとるとということのようでありますので、そういうふうには私は聞きましたので、ぜひどういう課題があって今回不調になったかという経過も含めた報告を後で文書のほうで委員長宛てに出していただければと思いますが。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 大変申しわけありません。一昨日の結果報告を受けた段階でまだ検討に入れていないところがございます。今から土木建築部のほうでいろんな情勢を検討してもらえるとということですので、その検討状況がわかりましたらご報告させていただきます。

古手川委員長 とりあえず委員長宛て。

河野副委員長 これは指名競争入札だったんですか。

秋好会計管理課長 一般競争、総合評価方式で土木建築部のほうで発注をしていただきました。

古手川委員長 田中委員、そういうことで、整理をした上で委員長のほうに報告をいただき、その上でまた委員の皆さんに報告をするという形にさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

田中委員 はい。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特にないようですので、これをもちまして病院局関係の審査を終わります。執行部はご苦労さまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

古手川委員長 これより福祉保健部関係の審査に入ります。

本日は都合により荒金委員が欠席しております。

また、委員外議員として木田議員が時間の許す限り出席をいただきます。

それでは、初めに総務企画委員会から合い議のありました第87号議案大分県長期総合計画の策定について執行部の説明を求めます。

草野福祉保健部長 それでは議案書の11ページ、第87号議案大分県長期総合計画の策定についてご説明します。

議案書と一緒にお配りしております別冊の資料、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（案）をごらんください。

9月4日にも委員の皆様にお集まりいただきまして福祉保健部に関係する施策の検討状況についてご報告をさせていただいたところではありますが、その時点から内容についての変更はありません。

人口減少社会を迎えますし、地方創生の観点からも、福祉保健医療行政に対する県民ニーズは増大するとともに多様化しております。

福祉保健部としてはそのようなニーズに応えるべく、子育て満足度日本一に加えまして、結婚・妊娠、出産、子育ての希望がかなえられるよう切れ目ない支援を行ってまいります。

また、知事も申し上げましたが、健康寿命と障がい者雇用率についても日本一に挑戦し、県民福祉のより一層の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特にご質疑等もないので、午前中に審査しました生活環境部関係部分及び先ほど審査しました病院局関係部分とあわせて、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第84号議案平成27年度大分県一般会計補正予算第2号のうち本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

草野福祉保健部長 それでは第84号議案の福祉保健部関係について説明申し上げます。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

資料の中段にあります当部に関係する9月補正予算額は太枠で囲んだ部分で6億2,674万2千円でございます。

既決予算額と合わせた予算総額は930億6,982万5千円となります。

補正予算の具体的な内容につきましては担当課長より説明させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高窪医療政策課長 医療政策課関係の補正予算についてご説明いたします。

資料の2ページをごらんください。

事業名、地域医療介護総合確保施設設備整備事業1億679万9千円の増額でございます。

これは県内の10救急医療圏の中で、唯一、二次救急医療体制が確保されていない竹田

地域において、28年4月から竹田医師会病院と大久保病院の輪番体制による二次救急医療体制を確保する旨の合意がなされたことから、両病院に対しましてその施設・設備の整備に要する経費を助成するものでございます。

具体的な補正の内容ですが、竹田医師会病院については移動型X線装置や心肺補助システム等の整備など、大久保病院については救急処置室の拡張や超音波画像装置の整備などに対して助成するものでございます。

これによりまして、手術や入院が必要な重症患者について24時間365日の受け入れ体制が整い、患者負担の軽減が図られることが期待されます。

次に、事業名、地域医療介護総合確保推進事業1億679万9千円の増額でございます。

これは地域における医療・介護の総合的な確保を推進する事業に充当するため、国の交付金を活用し、地域医療介護総合確保基金の積み立てを行う事業でございますが、ただ今ご説明しました竹田地区の二次救急医療体制の整備に係る補助金の財源として、今回この基金を積み増すものでございます。

次に、医療提供体制施設整備事業4億1,314万4千円の増額でございます。

これは県内の有床診療所や病院におけるスプリンクラーや火災通報装置の整備を促進するため、その整備費用に要する経費を助成するものでございます。

具体的な補正の内容ですが、スプリンクラー整備費の補助については、当初予算では国の予算額約191億円の1%相当分として11カ所分を計上しておりましたが、国から29カ所分の内示があり、また火災通報装置整備費の補助については当初予算では計上しておりませんが、国から5カ所分の内示があったことから今回の補正予算に計上したものでございます。

説明は以上でございます。

飯田福祉保健企画課長 福祉保健部関係の債務負担行為の補正についてご説明いたします。

お手元の平成27年度補正予算に関する説明書の19ページをお開きください。

1番上の福祉保健企画課の社会福祉介護研修センター管理運営委託料、限度額7億7,394万円から、3つ下の障害福祉課の聴覚障害者センター管理運営委託料、限度額1億4,133万7千円までの4件の債務負担行為の追加をお願いするものです。

これらは、いずれも今年度で指定管理期間が満了する福祉保健部関係の公の施設の更新に伴うものです。

今年度、平成27年度中に指定管理者を選定し、28年度から5年間の基本協定を締結しますが、この中で、指定管理委託料の総額、上限額を盛り込むこととなります。

指定管理者の選定手続等については、7月の常任委員会でご報告いたしましたとおり、10月までに公募又は任意指定により候補者を選定し、12月の第4回定例会での指定管理者指定議案を提出しご承認いただいた後、翌年1月に指定管理者との基本協定を締結しますが、これに向けて手続を進めているところです。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特にご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

草野福祉保健部長 お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況についてをごらんください。

目標達成度の評価方法等については、既に生活環境部からご説明いたしましたので、私のほうは省略させていただきます。

まず3ページをごらんください。

福祉保健部に関する施策は安心の分野になりますが、政策欄の1子育ての喜びを実感できる社会づくりの推進から4医療の充実と健康づくりの推進までの4つの政策に対応した9つの施策と、下のほうの8地域の底力の向上の(1)地域で共に支え合うまちづくり、それと9危機管理の強化の(2)感染症・伝染病対策の確立となっています。

以上11の施策が福祉保健部に関する施策でありまして、目標の達成に向けて取り組みを進めているところですが、それぞれの施策において、設定している指標の中で成果が上がっている指標、逆に成果が上がっていない指標、この2点について主なものをご説明いたします。

まず初めに、成果が上がった主な取り組みについて指標を3点ご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

ページの真ん中あたり、II目標指標の指標欄をごらんいただきますと、上から2番目の地域小規模児童養護施設数というのがあります。これは児童養護施設の職員に対する研修実施などにより施設の地域分散化を推進した結果、本体施設の支援のもとで民間住宅等を活用した家庭的な環境で養育を行う定員6人のグループホーム数が8カ所となり、目標値6カ所を上回ったことから達成度が133.3%となったものです。

続いて、16ページをお願いいたします。

II目標指標の指標欄、一番上の60歳以上のボランティアコーディネート率についてです。

これにつきましては、ボランティアとして新規に登録した方々がその年度に活動を行った件数の割合を示しております。目標値47%に対して実績は210.5%と目標を大きく上回っております。これは高齢者のボランティア新規登録者に対しまして、各種研修を実施し実際の活動へ円滑に移行できるよう支援した結果、19名の新規登録者の皆さんに積極的に複数回のボランティア活動を行っていただけたことによるものであります。

次に、18ページをお開きください。

II目標指標の指標欄の2つ目、認知症サポーター数です。認知症サポーター養成講座を受講された方の累計の人数であります。認知症に対する正しい理解の普及啓発を進めた結果、受講者数が昨年度の実績から1万4千人余り増加し6万1,083人となったことにより、達成度は164.7%と目標値を上回りました。

続きまして、指標の成果が低かったものについて3点ご説明いたします。

10ページにお戻りください。

II 目標指標の指標欄の下から2番目の母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業実績率についてですが、26年度は49.2%となり達成度が86.3%と目標値に及びませんでした。これは時間的な制約がある方も多い中で、希望する職種や勤務条件に合った求人件数が減少していることが背景にあると思われませんが、今後も引き続き新規の企業開拓を進め、登録者の実情に応じたよりきめ細かな就業支援を行ってまいります。

次に、12ページをお開きください。

II 目標指標の指標欄の1番下、育児支援に重点を置いた乳幼児健診を行う市町村の割合であります。これは保育士や心理職員による育児の総合的指導・相談を行う乳幼児健診を指しますが、実施主体である市町村の人材確保等の課題もあり目標値を達成できませんでした。今年度は市町村への直接の働きかけを強化しており、引き続き、福祉等関係機関との連携による母子保健・育児支援体制の構築を推進してまいります。

続いて、18ページをお開きください。

II 目標指標の指標欄1つ目の小規模多機能型居宅介護事業所の設置されている日常生活圏域数についてです。これはデイサービスを基本とし、自宅への訪問介護や事業所での泊まりを組み合わせたサービスの形態ですが、採算性の面などから26年度は36圏域での設置にとどまり達成度は78.3%となっております。

今年度は施設整備予算を確保するなどソフト・ハードの両面で整備を推進しているほか、在宅サービスの充実のため、要介護状態になっても誰もがができる限り地域で暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き取り組んでいく所存であります。

以上で説明を終わります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

河野副委員長 10ページ、ご説明のありました母子家庭等就業・自立支援センターについてですが、指標による評価の部分を読むと、働きたいと言われる方々と実際の求人との間のミスマッチということが書かれておるわけでありませうけれども、このミスマッチを改善することについてどういう取り組みを予定されているのか、目標値を達成できなかったという評価で終わるのか、これをどのように改善していくのかなど、その辺が大事なかなと思うわけですが、職業訓練等も含めた就業支援だと思うんですけれども、このミスマッチをどのように解消していくのかについてお聞かせいただきたいんですが。

飯田こども子育て支援課長 母子家庭等就業・自立支援センターの取り組みの1つといたしまして、ハローワークとの連携と申しますか、センターのほうからハローワークに出向いて求人の開拓と申しますか、そういったことも行っております。それから実際になかなか希望する職種、勤務条件というのは、ひとり親家庭の方、特に母子家庭の方が多いわけですので、子供さんの年齢とか、そういったところでどうしても5時までにとか、非常に制約がある中で求人の開拓をしたり、それから面接まで行ってその後がなかなかうまくいかないという方も中にはいらっしゃるかと聞いております。そういった方については就職支援セミナーということもやりながら基本的なところと申しますか、履歴書の書き方から面接の受け方、答え方とか、そういう研修もセンターのほうで行って、可能な限り就業に結

びつくような努力はしているというところでございます。

河野副委員長 センターを利用する方は働きたいという意欲をもともと持っていらっしゃる方だとは思っています。こういう業種はなかなか就業が難しい、求人数が少ないというふうな情報は当然ひとり親の方にお伝えしているのかなと思いますが、現実の求人の状況というものがどういう業種に多く集まっている、条件のいい就職口というのはどういう状況にあるのかということについてハローワークで説明を受けると思うんですけれども、その辺が事前にセンターからも提供されて、求職する人たちの意識の変化というものを目指している部分についての成果というのはどうなんでしょうか。

飯田こども子育て支援課長 そこまでの細かい状況、内容については把握しておりませんが、当然、相談の段階でそういった雇用情勢でありますとか求職の状況など現実の部分についてはきっちり厳しいところは厳しいと伝えて、ただ改善する部分でセンターとして協力できるところは、例えば、先ほどのどのセミナーの受講を促すとか、そういったところをきめ細かく今後やっていきたいなというふうに考えております。

古手川委員長 よろしいですか。

河野副委員長 はい。

古手川委員長 ほかがございませんか。

〔なし〕という者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、次の②から⑥の報告をお願いします。

高窪医療政策課長 公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況についてご報告します。

お手元に配布しております青い冊子の、県出資法人等の経営状況報告概要書の52ページをお開きください。

古手川委員長 済みません。もう少し大きな声でお願いします。

高窪医療政策課長 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づいて公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況についてご報告します。

まず左側の項目2の県出資金ですが、土地・建物合わせて32億6,436万3千円の全額が県出資となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、当法人は看護職を養成するための大学運営を行っておりまして、6の下に記載のとおり国家試験合格率は看護師98.8%、保健師及び助産師はいずれも100%を達成しております。

次に、項目4平成26年度決算についてですが、経費削減及び外部資金の確保に努めながら大学運営は計画どおり順調に行われています。1番上の経常収益は9億4,722万8千円、その下の経常費用は9億284万5千円で、差し引きの経常利益は4,438万3千円となっています。

前中期からの取り崩し額を合わせた剰余金については、全額目的積立金として積み立て、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てることとされています。

最後に、項目5問題点及び懸案事項並びに6対策及び処理状況でございます。

開学後17年が経過し教育研究の機器類及び施設が老朽化していますが、6の1にありますように、機器類は全体的な教育・研究機器整備計画を策定し、主に目的積立金で修理更新に努めています。また施設の保全については大分県公共施設等総合管理計画の中で進めてまいります。

さらに、6の2、収入の確保策としまして、外部資金である競争的研究費などを確保するため、教員全員に対して獲得に向けた説明会を開催するなどの対策を行っています。

続きまして、平成26年度の業務実績に関する評価結果についてご報告いたします。

53ページをごらんください

これは地方独立行政法人法第28条に基づいて各事業年度における業務実績について、評価委員会の評価を受けて報告するものでございます。

平成26年度の評価については2の(1)にありますように、全体として年度計画を順調に実施しているという評価をいただいています。

大項目評価としましては(2)の枠内にありますように、Ⅱ業務運営の改善及び効率化、以下4項目についてはA評価を受けております。またⅠ教育研究等の質の向上については最も高いS評価を受けています。S評価の判断理由としまして下の(3)にありますように、平成26年度までの4年間の検証結果を踏まえてカリキュラムを改定し、県内初となる養護教諭(1種)養成課程を開設したこと、また文部科学省のCOO事業を活用して試行してきた予防的家庭訪問実習の本格実施を決定したことなどが評価されています。

説明は以上でございます。

藤内健康対策課長 続いて7ページをお開きください。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして公益財団法人大分県地域保健支援センターの経営状況についてご報告させていただきます。

まず、項目2県出資金は500万円で、出資比率は25%となっております。

項目3事業内容ですが、主要な事業は3番目の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診事業で、主に県内各地を検診車で巡回する巡回型の検診を実施しており、平成26年度の検診受診者数は延べ20万9,500人となっております。

次に、項目4平成26年度決算状況についてですが、正味財産増減計算書の経常収益は6億4,111万7千円、経常費用は6億9,353万5千円となり、当期経常増減額は5,241万8千円の減少となりました。

収益の主なものは、各種がん検診や特定健診の受託による収入で、費用の主なものは人件費等の事業費用や管理費用です。

その欄の1番下、当期正味財産増減額は5,871万8千円の減少となり、右側の貸借対照表の下から3行目、正味財産の期末残高は5億6,403万円となりました。

次に、項目5問題点及び懸案事項及び6対策及び処理状況についてです。人口減の影響等から検診受診者数が減少傾向にあることから、検診収入の確保が課題となっておりますが、26年度においてはクリニックでの開所日をふやしたにもかかわらず、日本郵政株式会社の健康診断が不落札となるなど思うような受診者数の増加には至らなかったことから、減収となったものです。

今後は、検診ニーズに合ったきめ細かな検診プランを作成し、積極的な営業活動等による検診収入の確保に努めるとともに、冬期の検診閑散期の取り組みを強化することにより計画的な収益向上を図ります。

なお、平成27年度は日本郵政株式会社の健康診断を再受託することになりまして、引き続き人件費削減などの経営改善に努めることにより、安定的な財政運営が行われるよう指導してまいります。

続いて、8ページをお開きください。

公益財団法人大分県臓器移植医療協会の経営状況についてご報告します。

項目2 県出資金は2千万円で、出資比率は31%となっています。

項目3の事業内容としては、1 移植医療に関する普及啓発や2 腎臓提供者と腎臓移植希望者との調整協力事業、3 臓器提供医療機関に対する体制支援や教育事業の実施などとなっています。

次に、項目4の26年度決算状況ですが、正味財産増減計算書の経常収益は539万1千円、経常費用は503万1千円で、当期正味財産増減額は36万円の増加となっています。

主な収入は県補助金が310万円、賛助会費が105万円、支援型自動販売機等が75万4千円に対し、主な支出は移植コーディネーターの人件費が312万7千円となっております。

右側の貸借対照表の1番下、正味財産は6,681万7千円となりました。

次に項目5問題点及び懸案事項及び6対策及び処理状況についてですが、自主財源の確保など経営体質の強化が課題となっていることから、25年度からの新たな取り組みとして、3月末現在10台あります支援型自動販売機の設置活動を進めるなど今後も必要な収入の確保を図ることとしています。

説明は以上でございます。

飯田福祉保健企画課長 同じ資料の6ページをお開きください。

福祉保健部が所管する公社等外郭団体のうち大分県公社等外郭団体に関する指導方針に基づき報告する団体は2団体ありますので、その経営状況等についてご報告します。

まず、6ページの社会福祉法人大分県社会福祉協議会です。

項目2 資本金等の総額は1,500万円で、県からの出資金はありません。

項目3 事業内容については1から6にありますように社会福祉を目的とした各種事業を行っています。

項目4の26年度決算状況ですが、事業活動収支計算書における当期収支差額はマイナス7,473万6千円。右側の貸借対照表の当期正味財産、純資産の増減は、昨年度に比べて2,872万5千円の減となっています。

いずれも主な要因は、項目5問題点及び懸案事項の1にありますように、地域福祉推進事業の実施に伴う地域福祉振興基金の取り崩しや生活福祉資金等の償還免除に伴う貸付原資の減少などに伴うものです。

なお、県社協が項目5の2の2行目にありますとおり、財務改善と組織体制の強化を目的に策定した経営基盤強化・発展計画の中で指標としている一般会計の資金収支計算書の項目4の米印にありますとおり、当期資金収支差額はマイナス498万円となっております。この要因は、判断能力が十分でない方を支援する日常生活自立支援事業費が計画を上回ったもので、27年度は黒字の見込みとなっています。

県社協では引き続き経営基盤強化・発展計画に基づき、項目6にありますとおり貸館事業等の自主事業による収入増や事業内容の見直しによる経費削減を図る等計画の着実な実行に取り組んでおります。

県としても地域の地域福祉を推進する中核的機関として、その役割を十分に担うよう引

き続き支援や指導をしてまいります。

次に、36ページをお開きください。

公益財団法人大分県アイバンク協会についてご報告します。

項目2 県出資金は500万円で、出資比率は7%となっています。

項目3 事業内容ですが、1 献眼者の募集及び登録や2 提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあっせん、3 献眼や角膜移植に関する普及啓発などとなっています。

次に項目4の26年度決算状況ですが、当期正味財産増減額は38万3千円の増加です。増加理由としましては、角膜の提供が平成25年度はなかったのに対し、昨年度は5名から提供があったことや寄付金の増加が挙げられます。貸借対照表の正味財産は7,250万8千円となっております。

項目5 問題点及び懸案事項及び項目6 対策及び処理状況ですが、眼球斡旋手数料以外の財源の獲得が課題となっているため、引き続き献眼の普及啓発に努めるとともに、寄付金や企業協賛金、社会貢献型自動販売機、募金箱の設置など安定した収入の確保を図ることとしています。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特にご質疑等もないので、次の⑦の報告をお願いします。

高橋障害福祉課長 福祉保健生活環境委員会資料をごらんください。

3ページでございます。

障がい者への差別の解消に向けた条例制定の進捗状況について説明申し上げます。

現時点における条例素案の概要についてでございます。

まず資料左上、1前文には、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することにより、誰もが安心していきいきと心豊かに暮らすことのできる大分県づくりを目指すことを明記しております。

次いで、2総則には本条例の目的、2つ下、基本原則には本条例を運用するに当たっての5つの視点を掲げております。3障がいを理由とする差別の禁止には何人も合理的配慮の不提供を含む障がいを理由とした差別をしてはならないことを規定するとともに、その下、福祉や医療など代表的な8分野における差別の禁止を明記いたします。

資料右側、4障がいを理由とする差別の解消等を推進するための施策には、県の相談体制や、2つ下の、障がいを理由とする差別解消等推進施策の審議やあっせんを行う調整委員会の設置など、本条例の実効性を担保するための仕組みについて規定する予定です。

今後とも、検討協議会の開催やパブリックコメントを実施し、第4回定例会上程に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

河野副委員長 障がい者への差別の解消に向けた条例の関係で、特に調整委員会について

お伺いをさせていただきたいんですが、これは徳田先生等の差別禁止条例を要請されてきた方々の素案がございましたよね。（「はい」と言う者あり）あれで個別の事案についての簡易・迅速な救済機関というものとは違うという内容、ここはあくまで施策の審議ということにはなっています。ただ、その次にあっせんを行う調整委員会ということになると、具体的に労働委員会とかであっせんの申請を受けていろんな調停作業をやりますよね。そういったことを想定されていらっしゃるんですかね。内容についてもうちょっと詳しく教えていただけますか。

高橋障害福祉課長 現段階ではまだ調整中の分もありますけれども、今おっしゃったように、通常の相談の範囲で処理できる分についてはそこで終わるんですが、相談の中でなかなか調整できない部分についてあっせんをするような、そういった仕組みというか、組み立てで考えております。

河野副委員長 ということは調整委員会であっせん案を示して、それを両方がのめばそれであっせんが成立するけれども、のまなければここで言うところの調整委員会の仕事は終わってしまうという流れという理解でよろしいでしょうか。

高橋障害福祉課長 それで終わってしまうという趣旨がちょっとよくわからないんですが、あくまでも調整をする方向で、あっせんをするということで想定していますので。

河野副委員長 要は権限としてそこまでにとどめるのか。もともと人権救済法みたいなことを求められる方々が言っているのは、法務省のほうの人権擁護委員の活動とかではだめで、裁判等の手続については日数も非常にかかって簡易・迅速なものではないから、行政が簡易・迅速なものを持つべきだというお考えの方々がこういう運動をされていらっしゃるわけであって、そういった要請に対して調整委員会が持つ権能としては、あっせんにとどまるという考え方でいいのでしょうかという問いかけなんです。

高橋障害福祉課長 おっしゃるとおりです。特に強制とか権限をここで判断をすることはございません。

河野副委員長 ありがとうございます。

古手川委員長 よろしいですか。

河野副委員長 はい。

田中委員 私が副議長であった平成25年に、徳田弁護士を含めて障がい者のグループが条例ということで議会に働きがあったわけですが、いろんな各種団体の調整を含めて議会側ではお手上げということで執行部側につくってもらって、一応国の障害者差別解消法に準じて大分県版ができようとしてるんですけど、大分県独自のものが盛り込まれているんですか。だいたい国に準じてつくっているのかな、基本的には。独自のものをと、当時はそういうものがあったからね、ちょっとその辺聞かせてください。

高橋障害福祉課長 皆様方が重要視して柱にされている部分はなるべく取り込むように考えております。1つは障がい者の生きづらい状況というのを県民の皆さんにわかっていたいただきたいというのがありましたので、それを前文の中にどういった形になるかはまだ確定しておりませんが、障がい者の生きづらさみたいなものを入れ込む方向で考えております。

それともう1つは、障がい者の方の性の問題とか、恋愛、結婚、出産、それから防災対策とか、そういった非常に難しい問題があるところなんだけれども今までなかなか表に出

てきていないというか、そこをはっきり明示して、その課題に対する取り組みを入れてくれというようなお話がありましたので、そういった部分は取り込むような方向で今考えております。

田中委員 わかりました。

古手川委員長 よろしいでしょうか。この条例については、なかなか、それぞれの立場のご意見、課長がおっしゃったような思いがこもっておりまして、調整が難しいところもあるかと思いますが、それによって障がい者の方の社会参画の思いと勢い、そういうことにつながっていくんだらうと思っておりますので、文言等の部分もいろいろあるというふう聞いておりますけれども、ひとつ頑張る障がい者の方の意向に沿えるように、我々も応援をしていきますので、ぜひよろしく願いいたします。

今の件につきまして、ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、次の⑧から⑨の報告をお願いいたします。

高窪医療政策課長 資料の4ページをごらんください。

地域医療構想の策定についてご報告いたします。

地域医療構想の策定につきましては、前回の本委員会におきまして、その概要や策定体制等についてご説明いたしましたが、その後の進捗経過等を含めましてご説明いたします。

まず1地域医療構想とはのところで、地域医療構想の概要を整理しています。主にアンダーラインを引いた箇所を中心に申し上げますが、地域医療構想は医療計画の一部として策定するものであり、2025年を見据えた医療提供体制のあるべき姿を描くビジョンと言えます。具体的には2025年における医療機能別の医療需要や病床の必要量を二次医療圏ごとに推計し、その必要量の達成に必要な施策とともにまとめるものでございます。

この必要量につきましては、次の5ページをお開きください。

左のほうに現状とあり1万8,855床、これが県内にあります現在の病床数でございます。一方、今後の高齢化等の人口構造の変化を踏まえて推計された必要な病床数が右側の4本の棒グラフになります。このうち地域医療構想で定めることとされている2025年の推計値は1番左の1万4,568床となっています。現状より2割ほど減少する格好となっています。これは国が定めた方法に基づいて算出しているものですが、2025年から2030年にかけて必要量が増えていき、その後減少するという推計になっております。

また次の6ページですが、二次医療圏ごとの推計値として現状と2025年の比較を表しています。いずれの圏域も現状よりも少ない必要量となっております。医療機能別に見ますと、各圏域とも急性期が現状より少なく回復期が増加するという推計になっております。

今後2025年に向けて10年間かけて、この推計値の達成を目指していくということになります。

なお、推計値は他県との流入など細かい部分の調整がありますので、確定値ではございませんが大きく変わることはありませんので、こういう傾向になるというふうにご理解いただければと思います。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただきますでしょうか。

左上の4つ目の丸からですが、構想策定のために二次医療圏ごとに医療関係者等による地域医療構想調整会議を設置しております。

また、各医療機関は病床機能報告制度に基づきまして、毎年度その有する病床について担っている医療機能を報告いたします。そして地域医療構想の必要病床数と比較し、その実現に向けた自主的な取り組み等を促進していきます。また、基金による病床機能の転換等への支援も行って実現を目指すこととしています。

その下の枠で囲んでいる部分が地域医療構想の趣旨といえるものです。急性期から回復期、在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的に切れ目なく提供する体制を整備する、そのために病床機能の分化・連携を推進する、それが地域医療構想であるということでございます。

その下2策定経過ですが、8月7日に県全体の第1回大分県医療計画策定協議会を開催しまして、その後9月上旬にかけて6つの二次医療圏ごとに下に掲げているような議題によりまして、地域医療構想調整会議をそれぞれ開催いたしました。

これまでの会議での主な意見につきましては、右上に幾つか挙げさせていただいてます。

例えば、構想策定にあたっては、患者本位、医療の質の担保という視点を忘れないでもらいたいといったご意見や、なぜこんなに必要病床数が減るのか、達成できない場合ペナルティがあるのかといった疑問、在宅医療や介護の受け皿づくりや従事する医師、看護師等の人材確保等が重要であるといったご指摘などさまざまなご意見をいただいたところで。

4今後のスケジュールですが、現時点の予定としましては、今後10月から11月にかけて、大分県医療審議会や2回目の地域医療構想調整会議を開催することとしています。

1回目の会議でいただいた質疑等については2回目以降お答えしたいと思います。そして、年明け後も3回目の会議で構想の具体的内容をご議論いただきながら、4月以降をめどにパブリックコメントを行い、さらに必要に応じて各会議を開催するなどして調整を行い、28年度中に策定・公表というスケジュールを想定しております。

そして策定後は、構想実現に向け地域医療構想調整会議等の場で毎年度進捗管理を行う予定としています。

説明は以上です。

飯田子ども子育て支援課長 資料の7ページをお開きください。

子どもの貧困対策計画（仮称）の骨子をまとめましたので、その概要について説明させていただきます。

この骨子は、子ども・子育て応援県民会議の委員や母子・父子自立支援員からの意見、また小・中学校の就学援助の申請手続をされる世帯を対象に実施しました意識調査結果などを踏まえて、計画策定ワーキンググループにおいて検討を重ねてまとめたものでございます。

まず初めに、意識調査結果の概要についてご報告させていただきます。

8ページをごらんください。

左側の6調査結果のうち資料右側の1番上（6）子どものことで困っていることとして

は、①教育・進学に関することが最も多く、また1番下の(11)特に充実を希望する行政制度やサービスについては①奨学給付金や②就学支援金などの割合が高いという結果がみられました。

それでは、7ページに戻っていただきまして、骨子の概要についてご説明いたします。

計画の構成ですが、左上の1計画策定の趣旨から右下の6計画の評価までの6つの内容で構成することとしています。

1計画策定の趣旨でございますが、目標として、子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのない社会の実現等を掲げ、平成28年度から32年度までの5年間の計画とします。

次に2子どもを取り巻く現状と課題では、生活保護世帯の子供の数等を整理・分析をいたします。

次に、3計画の基本方針ですが、国の子どもの貧困対策に関する大綱で定めます4つの重点施策を支援の柱として位置づけたいと思っております。

次に、4計画の推進体制ですが、計画の策定を機に市町村や関係団体に支援の輪を広げ、支援の取り組みが連動して効果的に展開されるよう連携の強化を図っていきたくと考えております。

次に、資料の右側、5具体的な取り組みについてです。県民会議等で寄せられたご意見、例えば十分な学習支援を受けられない子供たちへの支援が必要であるとか、経済的な支援だけでなく生活面での支援も大事である、また収入の安定のためには正規雇用への転職が必要であるといったご意見や、先ほどの意識調査の結果も踏まえながらまとめたものでございます。

教育の支援では(1)学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開、(5)生活困窮世帯への学習支援、また生活の支援の柱では(1)、(2)の保護者や子供の生活支援、また3つ目の柱の保護者に対する就労の支援では(1)、(2)の親の就労支援や学び直しの支援、5つ目の柱、経済的支援では(1)児童扶養手当の支給や(2)母子父子福祉資金の貸付けなど、4つの支援の柱ごとに具体的な取り組みを記載いたします。

次に、6計画の評価ですが、目標指標を設定いたしまして取り組みの実施状況や効果等を検証、必要に応じて見直しや改善を図っていくこととします。

今後、子どもの貧困対策推進会議での議論を深め、またパブリックコメントを実施した上で、来年3月の策定に向けてさらに検討を重ねてまいります。委員の皆様には引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

河野副委員長 先ほど説明のあった病床の転換で、療養病床と回復期病床の違いについて少し教えていただいてもいいですか。療養病床を転換していこうという話が随分あって、それに対する進捗がなかなか全国的に進んでいないという現実があって、次の段階として急性期、回復期というふうに病床の分類がまた変わるようではありますが、どういうふうに変わるのかということをお教えいただいてもいいですか。

高窪医療政策課長 今まで病床の区分としては一般病床、療養病床と大きくは2つに分類をされておりました。今回初めて地域医療構想の策定に向けて、病床の機能に着目したということで4つの機能に分類されたら、高度急性期、急性期、回復期、慢性期というふうに。全く今までこういう分類はなかったのが今回初めて分類になって、今後の高齢化の進展、病態の変化、そういったものに依じて必要な機能をそれぞれの地域で確保していくということでございまして、今までの病床の考え方と変わってきているというところがございます。

河野副委員長 病床の区分によって診療報酬等に差があって、基本的にそういった部分で療養病床の転換として医療のための病床というよりは介護とかそういったものへの転換とかということが厚労省から示されてきたけれども、なかなか転換が進まなかったという現状の中で、今回療養病床の分類を変える、これが例えば医療経営にどういう形であらわれて、それによって今まで進まなかった病床の転換というものが進むようになるのかどうか、その辺が知りたいんですが、どういう見通しなんでしょうか。

高窪医療政策課長 確かに療養病床についてはそういう形で進んでいなかったというところがございます。現状では2025年に向けてということで、まだ具体的に診療報酬とどうリンクしていくのかというのは全く。もちろん診療報酬は2年に1回の改定でございますので、現状では診療報酬にリンクとか、そのあたりはまだちょっと何とも言えないところですけども。医師会あたりは直接はリンクさせないとか、ちょっといろんな議論がございまして。ただ、それとは別の意見としては、基金であるとか、実際の地域に必要な病床を確保していくために関係者の協議をしながら実現に向かっていくというところがございます。

河野副委員長 わからないということがわかりました。

高窪医療政策課長 実際わからないです。済みません。

古手川委員長 ほかがございますでしょうか。

平岩委員 今いただいた資料なので読み込みが足りないかも知れませんが、8ページのお子さんを持つ家庭の意識調査の結果について、対象となる人たちが就学援助を申請するような世帯の人たちだったですね。回答が4,638世帯あったということで、この困っていることとか、それから知っている行政制度やサービスのところで、就学援助を知っている人が85.1%ということは15%の人は知らないと捉えればいいんですかね。児童扶養手当の受給は77.2%の人が知っているけれども23%近くの人が知らない、だから結びついていないというふうに捉えてもいいのか、ちょっとわからないんで教えてもらいたいですけど。

飯田こども子育て支援課長 資料8ページの調査結果について本日お示しできたのは単純集計の部分ということで、今クロス集計といったようなことで少し細かく分析集計をやっている最中なんですけれども。

まず、この調査対象につきましては就学援助申請世帯ということで、それにご協力いただける市町村、少なくとも大分市は入って今回対象になっておりますので4,638という多くの回答をいただいたということで、この詳細についてはまだ集計・分析をやっておりますので。確かに知っている行政やサービスのところで就学援助が100にならないというところで、なかなか理由というところまではわかりませんが、例えばその1つ

上の（８）相談相手のところで④に公的機関というところが出てまいります、３．３％が行政もしくは支援機関ということで、なかなか相談の場合まず行かないという実態は確かにあるのかなど。ここをどうしていくかというのが今回計画をつくる中で正直悩ましいところではあるんですけども。やはりいろいろご意見をいただく中で、特に県民会議で、制度や施策はある程度そろっているような印象を受けるけれども、なかなかそれが必要な方に必要なサービス、情報がいていないのではないか、そういったご指摘もいただいておりますので、やはり子供さん、それから親御さんにきっちりとその支援が届く仕掛け、取り組みというのは計画の中で書いていかないといけない、検討していかないと、そこがある意味計画をつくってそれを動かすための肝の部分ではないかというふうに考えております。

平岩委員 これは子どもの貧困対策に対する施策で１本筋が通っていると思うんですけど、子どもの貧困対策で困っている家庭は、もちろん親に仕事がなかったり、子供がいろんな問題を抱えていて、問題が全部重複されて自分の中でどう整理していいかわからない家庭というのがとても多いんじゃないかなと思うんですね。例えば児童相談所が子供さんを引き取るような状況においても、本当に自宅にいたらひどい状況でにっちもさっちもいかなくなっているというような様子も見受けられます。

また子供たちが１年間に何百人も児童相談所に行くんです。大分市内のあらゆる小学校の子供が来ていますが、小学校の中でこの子がいなくなった、施設に入ったということが共有されていないというくらい子供が忘れられているというか、それだけ現場も忙しい、物すごく複雑なものが絡み合っどどこから手をつけていっていいか本当にわからないけど現場でも一生懸命踏みとどまっているという状況なので、整理はできないかもしれませんけど、やらなきゃいけないことはいっぱいあるんだけど、力を合わせてやっていかなきゃいけないんだろうなというふうにつくづく思っています。思いだけを伝えさせていただきます。

河野副委員長 先ほども生活環境部で聞いたんですが、貧困対策計画については庁内連絡会議をつくるということでございますが、要は子供がどういう状況に置かれているかをまず把握するためには、現場に近い学校であり、民生・児童委員さんであり、自治会長さんであり、そういった子供の身近にいて子供の状況がわかる人たちという部分と、それから支援をする側の人、あるいは非行とかそういった部分から立ち直らせるための指導や補導とかいった部分の人とか、いろんなところがまさに結集しなければ対策が進まないと思うわけなんですけど、司令塔はどこになるのか、こちらの庁内連絡会議が司令塔役を果たしていくのか、どこが総合的なものをしていく上で責任を担っていくのかがちょっとよくわからないんですが。その辺はこの推進体制の中でどういうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

飯田こども子育て支援課長 資料７ページの計画の推進体制につきましては県のレベルでの考え方をお示ししております。いろいろ県民会議でありますとか既存の組織としてございますけれども、この基本計画を推進する上で、県、市町村、関係団体で構成するネットワーク会議というものを立ち上げて、事業政策の議論、情報共有ということも含めましてネットワーク会議というのを、仮称ですけどもつくりたいなというふうに考えております。

あとは地域でどうワンストップ化してニーズを押さえて支援につなげていけるかというところについては正直これからまた検討することになるんですけども。例えば教育の支援のところでは学校をプラットフォームとした対策の展開ということを書いておりますけれども、スクールカウンセラーの方たちを活用といいますか、中学校には全校配置されていると聞いておりますけれども、そこでまずニーズといいますか課題、悩み、そういったところを把握をするということも考えられるということで。それとあと、やはり学校を窓口とした福祉関連機関との連携ということも骨子として掲げておりますけれども、そういった学校のスタッフ、それに福祉のソーシャルワーカーさんとか、そこを結びつけていくかというところ、特にことしの4月から生活困窮者自立支援制度の中で自立相談支援機関というものが動き始めたと聞いておりますので、また、そういった関係課室も議論の中に加わっていただいておりますので。子どもの貧困の部分だけではなく限界もありますので、そういう生活困窮者の自立支援制度とか、あと学校の機能、そういったところを総動員しながら、地域でも包括的な支援というところをこれから検討を加えていきたいというふうに考えております。

河野副委員長 子供を地域の中で守っていこうという感覚は高齢化社会の中に非常に広がっているんですね。ですから高齢者の人たちがあそこの家は大丈夫だろうかといったときに、どこにどう相談したらいいかというのを身近な感じとしてわかっていただくということが非常に大事ななと思っております。

さっきも学校をプラットフォームとしてという言い方もありましたが、なかなか生活の実態というのは地域の人たちじゃないと見えない部分があります。ごみの出し方、洗濯物の出し方、家庭の中がどうなっているか、そういった部分というのはやはりきちんと受けとめるというところからスタートしないと、これは絵に描いた餅になるんじゃないかと思っておりますので、その辺きちんとした流れを総括する司令塔役がいるんじゃないかなと。ぜひご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

古手川委員長 ほかの委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは質疑はございません。これで諸般のご報告を終わります。

この際何かございましたら。

井上委員 先ほど病院局のときにもちょっと出た質問ですが、一般質問で県立の精神科病院の設置に向けてということで、答弁では県立精神科設置を本格的に検討すると、検討委員会を今月設置するというので、できるだけ早く開設できるようにという目標を持ちたいということだったんですけど。これからスケジュールを決めようと思うんですけどおおむねどのぐらいというめどはあるんでしょうか、その辺のところ、もしわかりましたら。

高橋障害福祉課長 具体的にどれぐらいというめどはまだはっきりございません。答弁にもございましたけれども、規模であるとかスタッフの人数とか、そういったトータルの議論をする中で設置の時期というのが決まってくるだろうと思っております。

井上委員 精神障がい者の皆さんの団体のほうからも非常に切実な要望が出されていまして。答弁にも措置入院には至らない通報件数が増加しているということがありましたので、非常に困っている人が多いわけですね。簡単にすぐにとはいかないのはわかりますけど、

当面何か対応策というか、措置入院には至らないけれどもそういうことがあったときに何か対応策を考えられるのかどうか、そのところどうでしょうか。

高橋障害福祉課長 おっしゃるとおり夜間休日のそういった緊急の対応が難しい状況がありまして、実際のところ民間の病院や大分大学のご協力をいただく中で、現行の体制が何とかでき上がっております。今後お話にありました検討委員会を立ち上げていく中で、そういったメンバーと一緒に関係者がみんな集まって議論していきますので、その議論の中で設置までの間に何らかのいい方策といいますか、そういったものができる体制ができるなどというような話になれば速やかに対応していきたいとは思っておりますけれども。現時点で、その間こういった対応をするというところまでは、申しわけないですけど今ございません。

井上委員 ちょっと大分県だけがおくれているというような状況のようですので、ぜひ早目の対応をよろしくお願いします。

古手川委員長 そういう精神障がいを持たれた関連の方々、非常に日常の中で困られておるといことで、今回の答弁に対しまして非常に光明が見えたということをおっしゃっていただいております。それで、ありがたいんだけど、現実が非常に課題が多いので1日でも早くそういう相談ができること、緊急な連絡がすぐとれるような形を望まれております。ぜひ検討会の中で、まずは今、課長がおっしゃったように、それまでの間何かできないのかということも検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。

平岩委員 先日、県議会議員と生協の方たちとの学習会がありました。9つぐらい生協があるんですけど、その中でグリーンコープおおいたさんが、里親になりませんかというタイトルで、児童相談所がつくってくれたチラシを使って里親制度についての学習をしていたんですね。今、里親さんって本当に厳しいし、特に養育里親さんというのはしんどいんですけど。簡単なことではないんですけど、それでも里親というのを知って、そして啓発活動していきたいという思いが強くて。それに児童相談所の方が全面的に協力して一緒にやっていたらというのを聞いてとても頼もしく思ったんですよ。これからまたいろんな壁はあると思うけれども、膠着している状況を打破するにはそういう組織が動くのもいいことかなというふうに思いましたので、改めて児童相談所の方に感謝しながら、ここで報告をさせていただきます。

古手川委員長 ほかにないようですので、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔福祉保健部退室〕

古手川委員長 次に閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、先般お話いたしました今後の常任委員会の活動についてでございます。

(委員長説明・委員協議)

古手川委員長 あとは委員の皆様から何かございましたら。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、本日の委員会はこれで終わらせていただきます。長時間どうもお疲れさまでした。